ちむぐくるプラン

第一次南風原町地域福祉推進計画評価シート

平成２９年度事業評価

1 共に支え合えるまちづくり

（1） 豊かなコミュニティの基盤づくり推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① あいさつ、声かけ運動の推進強化	身近な所からあいさつや声かけをはじめ、町全体で展開されるよう、地域の関係機関・団体等と連携した「あいさつ、声かけ運動」の推進強化を図る。	推進	→	→	→	→	「あいさつ、声かけ運動」の推進強化を図り、近所づきあいが減っていると感じる割合をH30年度までに45.0%に減らす。	総務課	D	D	D	D	一部の団体や個人においては、早朝のあいさつや登下校時のあいさつ運動は実施されている。	各種団体との連携を行うことができず、全体行動として推進を図る事が出来なかった。	今後は、教育委員会や各種団体と連携し全体行動として推進を行う。
		90%	推進	→	→	→									
② 交流活動の推進	地域交流の活性化に向けて、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進する。	推進	→	→	→	→	地域活動のあり方について、多様な世代と意見交換を行う。	生涯学習文化課	B	B	B	B	自治公民館出前講座：14自治会開講。受講者222人	自治公民館出前講座の受講者が生きがいをもち地域との連携ができた。広報やホームページ等を活用し周知を図った。	今後も地域の公民館と連携し、自治公民館出前講座の充実を図る。
		90%	推進	→	→	→									
		推進	→	→	→	→	地域の社会資源を活用した、交流拠点の確保に努める。	教育総務課	A	A	A	A	町内スポーツ少年団及び町内サークル団体への学校体育施設、黄金森公園施設等の開放を行っている。	【H28年度利用実績】 ・学校体育施設 30,582人 ・黄金森公園体育施設 65,314人 【H29年度利用実績】 ・学校体育施設 29,293人 ・黄金森公園体育施設 61,595 利用者がスポーツを快適に楽しめるように、施設の修繕を迅速に行った。	今後も各体育施設の利用促進に努める。
		90%	推進	→	→	→									
	地域のスポーツ活動、サークル活動、文化活動等及び諸団体の活動を通して、仲間づくりや交流の活性化が図られるよう活動を支援する。	推進	→	→	→	→	世代間の交流を企画・実施する。	生涯学習文化課	B	B	B	A	親子野球大会を実施し親世代と子の世代の交流や、インリーダー研修等を実施し中学生高校生のジュニアリーダーと小学生の世代間交流を行うことができた。また、地域こども会行事を盛り上げるため花火の配布を実施した。	地域こども会行事等へのジュニアリーダーを派遣する「出前こども会」の周知がまだ不足している。	ジュニアリーダーの活用の周知を図る。
		90%	推進	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		教育総務課	A	A	A	A	町体育大会等を開催している。	大会の日程及び結果を町ホームページ、広報誌へ掲載し、町民へ広く周知できた。	大会への参加者数の増に取り組む。
		90%	推進	→	→	→									
	伝統文化継承活動、スポーツ大会、青少年健全育成活動、地域の行事や活動及び町のまちづくりへの住民参加等、様々な取り組みにおいて、多様な世代の参加を図り世代間の交流を促進する。	推進	→	→	→	→	地域のイベントや活動について、多様な世代の参加と協力が得られるような取り組みを企画・実施する。	生涯学習文化課	B	B	B	B	こども会まつりや南風原町伝統芸能交流会、南風原ふるさと発見ウォークを開催。	親世代との交流が主なので、祖父母世代も参加してもらえるようまつり内容を工夫する。	昔のあそび、ゲームなど、祖父母世代が得意とする内容を検討していく。 南風原ふるさと発見ウォークはコースの再検討などマンネリ化を防いでいきたい。
		90%	推進	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		教育総務課	A	A	A	A	シニアスポーツ大会や小中学生陸上競技大会、新春マラソン大会等を開催している。	大会の予定及び結果を待ちホームページ、広報誌へ掲載し、町民へ広く周知できた。	大会への参加者数の増に取り組む。
		推進	→	→	→	→									
③ 住みよいまちづくりを話し合う機会の創出	住民の地域福祉への理解を深めるとともに、自分達が担う役割を認識し、住民一人ひとりが地域福祉活動に参画する意識が高まるよう、社会福祉協議会や地域の諸団体等と連携する。	推進	→	→	→	→	住みよいまちづくりを話し合う機会を創出し、参加したい割合をH30年度までに60%にする。	こども課	A	A	A	A	こども課では、民生委員・児童委員連合会、赤十字奉仕団などと連携して住みよいまちづくりに向けて取り組みを行っている。この活動を継続して、一人でも多くの町民が地域福祉活動に参画する意識が高まるようにしている。	H28年度の民生委員・児童委員一斉改選のあと不足している字もあり、現在も充足率の向上が課題となっている。	民生委員・児童委員の充足率向上に向けて、区長・自治会長との情報交換を継続し、社協職員との連携で取り組む。
		推進	→	→	→	→									

1 共に支え合えるまちづくり

(1) 豊かなコミュニティの基盤づくり推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
④ 自治会加入促進	より多くの住民が参加していけるよう、自治会の必要性についての啓発や活動内容、活動の楽しさについて、自治会と連携した情報発信の充実を図る。	推進	→	→	→	→	自治会と連携し、自治会の必要性・活動の内容・楽しさの情報発信を行う。	総務課	C	C	C	C	自治会加入促進の取り組みとして町民ホールに掲示板を設置し、自治会のイベント情報の発信を行った。	自治会のイベント情報を発信しているが、掲示していない自治会があるため全自治会が掲示し情報発信ができるよう取り組んでいく必要がある。	今後は、全自治会の最新の情報発信ができる様に自治会と連携し取り組んでいく。
		推進	→	→	→	→									
	転入手続きの窓口においては、自治会の紹介や自治会への橋渡しをするなど、自治会加入のための支援を行う。	推進	→	→	→	→	住所異動の窓口で自治会の紹介を行い、加入のための支援を行う。	総務課	C	C	C	C	転入届手続き時に自治会加入促進チラシを配布。	各自治会による加入促進のための取り組みも必要。	転入届手続き時のチラシを配布および町広報誌による加入促進啓発。
		推進	→	→	→	→									
	自治会の加入率アップのために、地域と行政が共に検討する場をつくり、自治会の取り組みに対し必要な支援を行う。	推進	→	→	→	→	自治会加入促進に取り組み、H30年度までに自治会加入率を70.0%にする。	総務課	C	C	C	C	定例の区長会のなかで自治会加入促進についての話合いを行う。	自治会の要望により加入促進横断幕を作成、各自治会へ配布。	自治会と連携し加入率向上の取り組みを行う。
		推進	→	→	→	→									
⑤ 地域活動の活性化推進	地域活動のあり方について、多様な世代との意見交換を行うとともに、各世代で役割を分担するなど、地域活動を組織的に推進する体制づくりを地域に働きかける。また、地域の要請に応じて、必要な支援を行う。	推進	→	→	→	→	地域活動のあり方について、多様な世代と意見交換を行う。	企画財政課	B	D	C	C	町民のニーズを把握し、町民の声を反映した町政運営を行うことを目的に、山川区と神里区で行政懇談会を開催し、地域から46人の参加がありました。	区長会において、行政懇談会の案内を行っているが、開催を要望した地域は2地域で、全体の10%程度となっている。 開催にあたっては、意見交換の内容や取組方法について工夫を図る必要がある。	行政懇談会の開催案内の説明を年に複数回設けるとともに、開催した内容などを広報やHPなどを活用し広く町民にPRできるように取り組む。 また、「協働のまちづくり」を推進する事業提案など、新たな取り組みに対する意見交換についても検討していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		産業振興課	—	—	—	—			
		推進	→	→	→	→		生涯学習文化課	B	B	B	B	町内小学校では、地域学校協働活動を通し「昔あそび」や「クラブ活動」の授業において、児童と老人会等との世代間交流を実施した。又、社会教育委員の活動として字訪問や各種団体意見交換会を実施し、各社会教育団体の状況等を確認した。	老人会組織への依頼だけでなく、個人的に退職教諭等へ呼びかけ、地域の児童生徒との交流を図れた。 社会教育委員の各字訪問では社会教育団体の活性化が地域活性化につながることを再確認し、意見交換会では各団体の成果と課題を共有することができた。	地域学校協働活動では老人会への依頼だけでなく、PTAや個人にも参加推進を図る。 社会教育委員の活動では各字訪問や意見交換会を通して、社会教育団体の活動促進を図る。
		推進	→	→	→	→									
⑥ 地域のモラルやマナーの向上推進	ゴミの不法投棄やポイ捨て、車の運転マナー(違法駐車、ゆずり合い等)、ペットの管理、その他の迷惑行為について、モラルやマナーの向上が図られるよう啓発する。	推進	→	→	→	→	モラルやマナーの向上について啓発する。	総務課	—	—	—	—			
		推進	→	→	→	→		住民環境課	B	B	B	A	不法投棄・ポイ捨てが発生した場合は現場確認し、本人確認が取れる場合は本人に連絡し回収するよう指導した。悪質な場合は警察と連携し不法投棄者を呼び出し、強く指導した。	不法投棄現場では、不法投棄禁止看板を設置し、地域猫の鳴き声や、糞害は周辺住宅にチラシを配布しマナー向上に努めた。	不法投棄・野焼き等は廃棄物処理法の遵守を町民に徹底し、騒音や近所トラブル等の苦情は円満に解決するよう専門の研修を積極的に受講し職員のスキルを高める。
		推進	→	→	→	→									
	個人のプライバシーの守秘についても啓発を行う。	推進	→	→	→	→	個人のプライバシーの守秘についても啓発を行う。	総務課	—	—	—	—			
		推進	→	→	→	→		住民環境課	A	A	A	A	【住基班】証明書発行等において、顔写真付の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住基カード等)で本人確認を厳正に行い迅速かつ正確に行った。電話での個人情報の対応は行わず必ず窓口で本人確 【戸籍班】個人情報保護の観点より、戸籍届に関連する情報の守秘義務の徹底や退庁時資料等を施錠付金庫へ保管、また確認後不要となった資料は廃棄した。	【住基班】 顔写真付の身分証明書を持参していない場合は公的な証明書(健康保険証や年金手帳など)で2点確認を行っている。また、退庁時机上の書類保管を徹底して保管した。 【戸籍班】戸籍届書は業務終了後、施錠付金庫で管理、また職員が席を離れる際は机の資料は裏返し、確認後の不要資料はその都度廃棄している。	【住基班】 今後も個人情報の守秘義務を徹底し、プライバシー管理の厳正な対処を行い迅速かつ正確に対応していく。 【戸籍班】今後も個人情報保護のもと戸籍制度の重要性に基づき職員間で資料等含め情報の徹底管理を行う。
		推進	→	→	→	→									

1　共に支え合えるまちづくり

■評価の基準

A:実施できた(概ね、90%～100%)

B:概ね実施できた(概ね、60%～90%)

C:一部しか実施できなかった(概ね、60%未満)

D:実施できなかった

(1)　豊かなコミュニティの基盤づくり推進

	具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
①	支えあい・たすけあう地域づくり	地域における各種交流活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業を支援	推進	→	→	→	→	地域で実施する各種交流事業の支援	社協(田場)	A	A	A	A	【地域支えあい体制づくり事業】 H29年度新規モデル地区(神里) 継続支援地区2ヶ所(津嘉山、新川) ⇨昨年同様、グラウンドゴルフ、餅つき大会など、三世代交流を行い、顔の見える関係づくりができた。	自治会の交流事業(三世代)に関して、各種団体(青年会・PTA・子ども会など)の協力体制等に差がある。 指定終了後も継続実施できるような支援が必要(経費的支援を含めて)	すでに8ヶ所での指定を終了しており、毎年度1ヶ所モデル指定を進めていく。 その間、指定終了した自治会の三世代交流についても継続実施できるよう自治会への働きかけを行う。
			地区5終了0	地区4終了2	地区3終了4	地区3終了5										
②	地域づくりに関する情報共有の場づくり	住民をはじめ医療・保健・福祉の関係する機関・団体が連携、情報を共有し、問題解決に向けた共通認識づくりを行う機会・場を確保し福祉のまちづくりを目指したネットワークづくりを推進	推進	→	→	→	→	福祉保健施設団体連絡会の開催	社協(田場)	B	B	B	B	「南風原町社会福祉施設長連絡会」開催:1回 ①平成30年2月27日実施 ②参加者:20名(関係機関15名、社協5名) ③内容:「地域における公益的な取り組みについて」「社会的孤立対策モデル事業の取り組みについて」	・公益的な活動をどのように展開していくのか意見交換ができ共通認識作りや目指す方向の確認ができた。各法人の取り組みがスムーズに行えるよう連絡会等の開催頻度の検討が必要	各法人(社協含む)協働できそうな事業について自由な発想でアイデアを交ぜあわせる時間を設けるなど、開催回数や連絡会の持ち方、施設団体との連携のしくみについて検討する。
			1回開催	1回	1回	1回										
③	字・自治会加入促進と地域活動の活性化促進	字・自治会加入促進と地域活動活性化促進に努める。	実施5地区	→	実施6地区	→	実施7地区	地域福祉懇談会をH30年度までに7地区で開催	社協(田場)	C	C	B	B	H30 2/5　兼城(22人) H30 2/22　本部(19人) H30 2/23　宮平(12人)	地域から出た意見(課題等)を社協内で共有回覧しているが、地域で解決に向けた取り組みまではできていない。 住民への福祉教育としても有効な取り組みであり、目標の達成に向けて、字・自治会、団体との調整が必要。	今後も継続実施するとともに、地域からの意見(課題等)を地域内でも共有・解決できるよう字・自治会(福祉協力員連絡会等)と話し合いの場を設ける。
			2地区	1地区	3地区	3地区										

1 共に支え合えるまちづくり

(2) 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進

	具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
①	小地域福祉活動の広報啓発の推進	字・自治会、社会福祉協議会と連携し、小地域(字・自治会)における住民福祉活動の周知や活動への参加促進について、地域への広報啓発の充実に取り組む。	推進	→	→	→	→	小地域活動の地域への周知と活動への参加・協力を促す。	こども課	B	B	B	A	社協と連携し地域への周知、協力に取り組んでいる。小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会を4回、研修会を1回開催し、事業の推進に向けて情報交換を行っている。	小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会において、各地区での運営状況等の情報共有が図られ、事業の推進に役立っている。ほとんどの地区で組織化が進み、高齢者の生きがいと健康づくりを進める体制は整っている。	社協と連携し未実施地区の組織化に向けて取り組みを進める。
			推進	→	→	→	→									
	小地域活動への支援	社会福祉協議会が推進する「子育てサロン」、「友愛訪問活動」等の住民主体の地域福祉活動の充実が図られるよう、ボランティア等活動を担う人材の確保や地域の福祉ニーズの把握などについて必要な支援を行います。また、小地域福祉活動を推進するための字・自治会の組織体制の強化を支援する。	推進	→	→	→	→	小地域活動を推進する地域組織体制の強化に取り組む。	こども課	B	B	B	A	社協が実施する事業を支援し、子育てサロンは6地区で243回実施、延べ3，149人の参加があった。友愛訪問活動はボランティア35名により、延べ2，339回訪問	友愛訪問活動では、徐々に民生委員・児童委員以外の社会福祉協力員も増えてきている。子育てサロンでは、ベテランサポーターや出前保育の保育士が、参加した母親への相談に対応する事で育児不安の解消にも効果が出ている。全体を通して、利用者や参加者等の気づき、学びを提供できた。	子育てサロンで、民生児童委員や母子保健推進委員の定例会で、事業を紹介し連携に努める。
			推進	→	→	→	→									
	コミュニティーソーシャルワーカーの体制の充実支援	CSWによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実、各種相談窓口との連携、要支援者の情報を共有し支援が可能な体制を構築する。また、専門的な支援が必要なケースは、専門機関等との連携を行う。	推進	→	→	→	→	必要に応じてCSWや専門機関等と連携した支援を行う。	こども課	B	B	B	A	社協と連携し各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、実態把握のための調査活動、見守り支援、生活支援、地域福祉推進委員会の開催などを行っている。相談・支援件数は、8，894件。個別訪問は2，110回。同行支援は508回となっている。	福祉協力員連絡会においてミニディ、友愛訪問など利用対象者ではないかという情報が入るようになった。また、関係機関(地域包括、生活保護、パーソナルサポートセンターなど)と連携が良好で、スムーズに協働して支援することができている。	今後は、個別ケースの集約と地域への課題提起を行い、社協内、地域ケア会議等を通して、社会資源の開発ができるように努める。また企業等との見守り協定も早期に取り組む。
			推進	→	→	→	→									

（2） 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進

	具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
①	住民主体の地域福祉活動の推進	住民が地域福祉活動へ積極的に参加できる機会を確保するため、各字・自治会を単位とし見守り活動、生活支援活動を実践する小地域福祉ネットワークの組織化を積極的に推進する。	推進	→	→	→	→	H30年度までに17地区ネットワークの構築を目指す。	社協（田場）	A	B	B	B	・推進地区指定：16地区 ・ネットワーク連絡会の開催：3回 ・利用者交流会の開催：平成29年11月21日（参加者：433人） ・宿泊研修会の開催：平成30年2月8日～9日（参加14人）	・高齢者の居場所、生きがいや健康づくりの場として効果は高い。一方で内容が高齢者ミニデイ・サロンという位置づけになっており見守り・生活支援活動がまだ弱い。	地域によっては、ボランティアの負担が大きい・不足という課題があり、ボランティアの確保・養成が必要である。また引き続き、活動資金の助成を行う。 ・ネットワーク発足の未地域を支援し、組織化を推進する（17地区目の発足）
			16地区	16地区	16地区	16地区										
		住民相互の援助活動をコーディネートし、先駆性・開発性を発揮した事業活動の展開に努める。	推進	→	→	→	→	友愛訪問事業継続実施と、子育てサロン事業7箇所での実施	社協（赤嶺）	A	A	A	A	（友愛訪問事業） ・実利用者数59人　提供数（お弁当2,304食、水・お茶35回） ・訪問ボランティア数35人（民生委員25人、福祉協力員10人） （子育てサロン） ・6地区（与那覇、新川、兼城、照屋、第二団地、ちむ館） ・実施回数243回　延べ組数1,408組	（友愛訪問事業） ・定期的な安否確認ができ、また孤独感の解消を図ることができる ・訪問は民生委員が主となっているが、福祉協力員の協力があるところもある。 ・食の確保につながっている方もいる （子育てサロン） ・子育て中の親子が気軽に参加ができ、育児相談や不安解消の場となっている。また、子どもたちのよい交流の場ともなっている。	（友愛訪問事業） ・年々増加する単身高齢世帯に対する見守りを地域住民で行えるよう、福祉協力員の協力を求める。 ・食の確保が目的とならないよう、他の物品での提供でも見守りが図れるように取り組む。 （子育てサロン） ・ちむぐくる館サロンにおいては、講話や体操等を取り入れ充実を図る。 ・保健福祉課との連携を図る。（母子保健推進員の協力や育児相談にのってもらう）
			子育6カ所	子育6カ所	子育6カ所	子育6カ所										
		字・自治会ごとに福祉協力員を委嘱し、その活動を支援	推進	→	→	→	→	福祉協力員の委嘱と活動の支援を行う。	社協（田場）	A	A	A	A	福祉協力員の委嘱　8地区（121人） （与那覇、宮城、新川、兼城、照屋、津嘉山、第二団地、神里） 福祉協力員連絡会の開催（各地区） 福祉協力員等100人研修会の開催（年1回）	昨年（h29）も1ヵ字で福祉協力員の委嘱（15人）をすることができた。住民の地域福祉活動への参加のきっかけとして効果が大きい。 自治会ごとに特色ある活動ができるようになってきているが、地域差も出てきている。	今年も引き続き、1ヵ字で福祉協力員の委嘱を進めるとともに、活動支援を積極的に行う。
			70人	105人	115人	121人										
②	地域性重視の支援体制づくりの推進	コミュニティソーシャルワークの手法をいかし、アウトリーチによる福祉課題の把握と住民はじめ福祉の専門職との協働による支援体制づくりを推進。	推進	→	→	→	→	見守りネットワークをH30年度までに200ネットにする。	社協（田場）	B	B	A	A	平成28年度で見守りネットワークが296ネットとなり、目標を大きく上まわることができた。引き続き、福祉協力員連絡会で、見守り世帯の状況把握は行っている。 活動件数も障がい者相談支援事業とあわせて11,689件と昨年に比べ約1,000件も増えた	アウトリーチを行うことで潜在的福祉ニーズを掘り起こすことができている。また、ひきこもり、社会的孤立、家族力の低下、生活困窮などの課題が見えてきているが、結びつける制度やサービスが少ない。 見守りネットワークについて、継続的な関わりと必要な世帯の把握が必要。	障がい者相談事業による相談が多くなり、CSW(8名)の活動が個別支援に大きく偏り、地域支援まで手がまわらない状況となっている。在宅介護支援センターや生活支援コーディネーター等との役割分について検討する。 見守り世帯（気になる世帯含む）については、引き続き福祉協力員連絡会等の開催が維持できるよう支援していく。
			40%	50%	146%	100%										

1 共に支え合えるまちづくり

(3) 福祉意識の高揚

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① 福祉教育の推進	子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、高齢者等との交流、ボランティア体験学習等の活動を通して、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進	推進	→	→	→	→	関係機関と連携し、福祉教育の推進を図る。	学校教育課	B	A	A	A	南風原町福祉教育推進事業実施要項に基づき、授業等で福祉教育を推進している。	社協の出前講座や学校応援はえばるを活用することで、子供たちの福祉への理解がより深まった。	福祉教育基本方針と学校経営計画における福祉教育との整合性を図る。 計画・実践する上で、課題を明確にして次年度計画で改善を図る。
		推進	→	→	→	→									
	学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携を密にする。また、地域の関係機関・団体、福祉施設等と連携した効果的な福祉教育の実践に取り組む。	推進	→	→	→	→	保育所や学校教育部門、社協との連携を密にし、効果的な福祉教育の実践に取り組む。	学校教育課	B	A	B	A	すべての学校で学校経営計画に福祉教育を明記した。福祉教育連絡会を開催し、福祉教育の取組について情報交換を行う等、福祉教育への意識の高まり、共通理解が図られた。	概ね良好である。連絡会を開催することは重要であるが、教職員の業務改善の観点から議題の精選が必要となる。	学校等が福祉教育に対する理解及び実践にあたって、福祉教育基本方針を基に、重点事項を明確にして目標達成にアプローチする。
		推進	→	→	→	→									
	子ども達への福祉教育の実践を通して、地域への福祉意識の浸透を図るために、福祉教育の目的や取り組みについて、地域への周知の強化を図る。	推進	→	→	→	→	行政と社協が連携し意識啓発の充実を図り、福祉に高い関心がある人の割合をH30年度までに30.0%にする。	学校教育課	B	A	A	A	道徳や総合的な学習の時間のなかで、社協の事業や学校応援隊はえばるを活用し、車いす・アイマスク体験、盲導犬への理解と触れ合いや人権相談員による人権講和などを行い、これらの取り組みを学校だよりや町広報誌などで周知を図った。、	学校だよりや町広報誌を活用したことで、各家庭や地域に福祉教育について周知することができた。 推進項目を達成するためには、継続した広報活動が必要である。	福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の推進を図る。 社協の出前講座や学校応援はえばるを活用して、学校職員の負担軽減に取り組む。 学校だよりや町広報誌を活用し、地域への周知を図る。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	―	―	―	―			
		推進	→	→	→	→		こども課	B	B	A	A	社協において学校と連携し福祉教育連絡協議会を開催している。学校及び地域での福祉教育の実践成果と課題を検証し、今後の学校及び地域での福祉教育のあり方、進め方について協議しており、平成29年度は1回開催	事業を通して参加者等の気づき、学びを提供できた。	学校での体験学習・福祉出前講座は、地域支援本部事業と連携して取り組んでいるが、学校によって取組の差がある。今後、福祉教育連絡会を通して、福祉出前講座などの情報発信に努める。
		推進	→	→	→	→									
② 福祉意識啓発の充実	地域のイベントや国が定める高齢者等の福祉啓発期間において理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会の開催、高齢者や障がい者との交流などに取り組む。	推進	→	→	→	→	関係機関と連携・協力し障がい者や高齢者への理解を深めるための取り組みを企画・実施する。	学校教育課	B	A	B	A	交流活動は、主に保幼を中心に実施した。また、小学校においては、学習活動の一環として取り組まれた。また、小中では児童会・生徒会を中心に募金活動を展開した。	概ね良好である。本町の福祉教育推進基本方針を核とした福祉教育の推進が必要である。	福祉教育基本方針と学校経営計画における福祉教育との整合性を図る。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	老人週間に町敬老会の開催した。また、9月・10月に高齢者祝金・記念品等の贈呈を行った。	町敬老会は70歳以上の高齢者を案内をしているが、高齢者人口が増加傾向のため、会場の収容規模を考慮し、案内年齢の引き上げについての検討が必要。	町敬老会へ案内する年齢等について検討のうえ町敬老会を開催する。高齢者祝金・記念品等の贈呈については、今年度も、昨年度同様、高齢者の希望に沿った贈呈方法で行う。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		こども課	B	B	A	A	各種月間・週間の趣旨の周知を図るため、ポスター及び横断幕の設置、広報(社協だより)掲載、電光掲示板への掲載を行った。また子ども月間では、鯉のぼり掲揚式を開催した。	各種福祉月間の周知方法としてポスターや横断幕の掲示だけでは弱いと思われる。	各種月間・週間の期間内に効果が期待できる取組を検討し、更なる周知を図る。
		推進	→	→	→	→									

（３）　福祉意識の高揚

具体的取り組み事項		推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
①	福祉教育の推進	住民の社会福祉に対する理解を深め、特に次代を担う子ども達に対する福祉教育をとおして思いやりの心を育み、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを推進する。	推進	→	→	→	→	・関係機関と連携し、福祉教育の推進を図る。 ・福祉教育連絡会を現状の1回から3回に増やす。	社協 （出羽）	B	B	B	B	・町内全保・幼・小・中高校24校を福祉教育推進校として指定し、540,000円の助成金（1万円、3万円、5万円コース）を交付し、それぞれの学校の特徴を活かした取り組みが効果的に行われている。 ・福祉教育実践報告書の発行（h28年度版） ・福祉教育連絡会　1回開催	・推進校として、取り組みが効果的に行われている。特に小学校では、学校支援地域本部事業（学校支援地域コーディネーター）との連携により、福祉教育の必要性を共有することができた。 ・調整不足により福祉教育連絡会を1回しか開催することができなかった。	・福祉教育連絡会（2～3回）にて情報共有等を図り、各学校の福祉意識の高揚を図る。 ・学校支援地域本部事業等と引き続き連携を図り、福祉教育推進事業（推進校指定）を継続実施する。 ・各学校や教育委員会と連携を図り、実践報告会を開催する。
			50%	70%	70%	70%										
②	福祉意識の高揚	障がい者や高齢者にとって住みよい地域や安心して子育てができる社会について、共に考える機会を確保し、住民参加による地域活動の展開を目指して福祉意識の高揚を図る。	推進	→	→	→	→	職員等による出前講座を現状の3回から6回に増やし、福祉意識の高揚を図る。	社協 （出羽）	B	A	A	A	【学校への対応】学校への出前講座13件（津嘉山小3、南風原小2、北丘小3、翔南小1、南風原中 4）、学校教諭等福祉研修会1回（参加者14人） 【地域への対応】社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、ミニデイサービス、子育てサロン等をとおした活動から福祉意識の高揚を高めている（再掲）	【学校への対応】出前講座に関して、学校地域支援コーディネーター等と連携し、段階的な福祉学習を展開することができた。中学校では、町内施設と協働で車いす体験を実施でき、より深く福祉の心を学ぶことができる場を提供できた。 【地域への対応】社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、高齢者サロン、子育てサロンなど身近な地域での活動は継続的に実施・支援する必要がある。	【学校への対応】福祉教育連絡会等を通して各学校の取り組み状況を確認する。また、学校間での情報共有を行うことにより更なる福祉意識向上を図る。 【地域への対応】社協が実施する事業・活動を通して意識的に地域への啓発を行う。
			50%	80%	90%	90%										

1 共に支え合えるまちづくり

（3） 福祉意識の高揚

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画)					達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
			26	27	28	29	30									
③	男女共同参画の推進	あらゆる分野で男女が共に知恵と力を出し合えるよう、男女共同参画の意識を高めていく。	推進	→	→	→	→	あらゆる分野で男女が共に知恵と力を出し合えるよう、男女共同参画の意識を高めていく。	企画財政課	B	B	B	B	男女共同参画週間(6/23～29)に役場町民ホール及びイオン南風原店はえばるギャラリーにおいて男女共同参画に関する意識啓発をテーマにしたパネル展を開催した。また、電光掲示板や広報誌を活用し、男女共同参画についての啓発を実施した。	例年、町民ホール及びはえばるギャラリーでパネル展を開催しているが、ここ数年は同じ内容のパネル展示となっているため、町民に興味を持ってもらえるよう展示や広報など工夫が必要。 男女共同参画週間のみの周知では、意識啓発としては弱いため、定期的に周知を図る必要がある。	男女共同参画週間の取組について、他の自治体の取組等を参考にしながら、多くの町民の目に触れる機会をつくるよう取り組む。 また、男女共同参画推進会議（町民、有識者で構成）からの意見も啓発活動に取り入れていく。
			推進	→	→	→	→									
		女性の役職登用や方針決定の場への参画を積極的に推進するなど、男女共同参画の環境づくりを進める。	推進	→	→	→	→	男女共同参画の環境作りを進める。		C	B	C	B	役場の管理職（課長級以上）の女性登用率は19%（4人/21人中）となっている。また、各種審議会等への女性の参画も推進しており、登用率は、31.5%（114人／362人中）となっている。 第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）が中間年度であったため、男女共同参画推進会議（有識者等）等の審議を経て、見直しを行った。	庁内の女性職員の役職登用については、昨年度の登用率を維持しているが、全体の2割程度にとどまっていることから登用率の向上を図る必要がある。 第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）では、各種審議会等の女性登用率50%を目標にしており、目標達成には至っていないため、更なる女性委員登用を推進する。	役場部課長で構成する男女共同参画推進本部会議を活用するなどし、第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）の周知や女性委員の積極的登用、職員の意識向上等に努める。
			推進	→	→	→	→									
④	人権教育・啓発の推進	一人ひとりの基本的な人権が保障され、相手を思いやり、お互いを大切にする意識の浸透を図るために、人権擁護委員と連携し、学校や家庭、地域における人権に関する教育・啓発の推進に取り組み、人権尊重への理解を深める。	推進	→	→	→	→	人権擁護委員と連携し、人権教育・啓発の推進に取り組む。	総務課	B	B	B	B	例年行われている人権擁護委員による特設相談所の開設(年2回)し、人権の啓発推進に取り組んだ。	相談所を開設をしているが、相談利用者が少数である。広報等周知内容をよりわかりやすいものにする。	相談所の周知方法として広報掲載、電光掲示板掲載、ポスター掲示をしているが、できるだけ早い時期に行う。また、字への放送依頼を行う。 パネル展など町民への人権啓発につながる取り組みを継続的に行う。
			推進	→	→	→	→									

1 共に支え合えるまちづくり

（4） ボランティア活動の推進・関係団体等への支援

具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
① ボランティア活動の推進支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを広報紙等で発信し、情報提供の充実と活動への参加促進を図る。	推進	→	→	→	→	社協と連携し、広報紙等で地域のニーズを発信し情報提供の充実を図る。	こども課	A	A	A	A	社協と連携し、社協だより「ちむぐくる」を毎月発刊するとともに、社協ホームページとブログでも情報を発信した。また地域懇談会を開催し福祉課題の把握・共有に努めた。	社協だより「ちむぐくる」発刊の際には、毎回編集委員会を行い、情報提供の充実や地域活動促進などについても意見交換を行っている。	今後も継続して実施していく。
		推進	→	→	→	→									
	社会福祉協議会によるボランティアを担う人材の養成や活動の斡旋等ボランティア活動の活性化への取り組みを支援。	推進	→	→	→	→	社協と連携し各種団体の充実を図る		B	B	B	A	社協と連携し、町立・法人保育園、小中学校、高校へ助成金を出しボランティアによる地域福祉向上について理解を深めた。また、児童生徒への理解を図る担い手である先生方への福祉研修会も開催した。さらに、出前講座も7回開催	体験学習や出前講座など、学校支援地域本部事業と連携して取り組んでいるが、学校によって取り組み状況の差がある。	福祉教育連絡会にて、各学校の取り組み状況を確認する。学校間での情報共有を行い、意識向上を図る。
		推進	→	→	→	→									
	より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動への参加呼びかけや仲間作りなど参加しやすい環境づくりを促す。	推進	→	→	→	→	社協と連携し、ボランティアを必要とする地域のニーズを発信し、住民参加を促す。H30年度までにボランティア活動参加割合を40.0%にする。		B	B	B	B	社協との連携で、ボランティアセンターの機能充実を図るため、ニーズの把握、情報の収集、コーディネートの強化に取り組んできた。	単発的なボランティア、行事等への斡旋が主で、継続的な活動に結びついていない。さらにボランティア活動の機会と場の提供ができていない。また、登録ボランティアへの情報発信ができていない。	地域住民にボランティアに関する理解と関心を高めるために、ボランティア運営委員会にてセンターの機能強化を図る。
		推進	→	→	→	→									
② 福祉関係団体等への支援	地域福祉の推進に関わる団体やNPO等について、それぞれの活動の充実を図るために社会福祉協議会と連携した必要な支援を行う。	推進	→	→	→	→	社協と連携し各種団体の充実を図る	こども課	—	A	A	A	町社協を通して助成金を8団体に交付。団体事務支援として5団体（老人クラブ、民児連、身障福祉会、母子会、介護者の会）を支援。その他、団体に対する育成・助言などを行った。	助成金交付やその他活動の支援を通じて、福祉団体の育成につながっている。	今後も継続して実施していく。
			推進	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	—	B	B	A	町身体障害者福祉会と手をつなぐ親の会へ助成金を交付している。沖縄県身体障害者スポーツ大会に参加するための支援を社協と協力し実施している。	助成金の交付や活動の支援を通して、団体の充実に繋がっている。	今後も継続して実施していく。
			推進	→	→	→							生活支援体制整備事業　協議体を年2回開催し、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉推進や生活支援を行う団体と情報交換を行った。	協議体はあくまでネットワーク構築の場であり、開催数が少ないので、協議体をきっかけに、地域福祉推進に関する話し合いに参加する機会をもっと増やしていく必要がある。	社会福祉協議会と連携し、小地域で単位で行っている地域福祉推進に関する話し合いの場に参加する機会を増やし、地域が活動の充実に必要とする支援を把握する。
	民生委員・児童委員について、活動の充実が図られるよう地域への周知を図る。民生委員・児童委員をサポートする人材確保を支援する。また、民生委員・児童委員の定数確保も努める。	推進	→	→	→	→	社協と連携し、民生委員・児童委員の活動支援とH30年度までに定数を100%確保し、研修等で質の向上を図る。	こども課	B	B	B	B	「民生委員の日」PR出発式で、町長を1日民生委員として委嘱し、世帯訪問への同行を取材してもらうことでPRと委員の意識向上に努めた。　　社協、民生委員、自治会と連携を図り充足率向上に努めた。H30.3.31現在52名。充足率78.8%	民生委員定数における充足率が県内でも低い状況で、欠員のある地域では現委員の負担が大きい。	広報等により委員のなり手を広く募集すると共に、地域にて委員の候補者を推薦してもらい、社協と連携して訪問活動を行う。
		推進	→	→	→	→									

（4） ボランティア活動の推進・関係団体等への支援

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
①	ボランティア活動の推進	ボランティアの参加は必要不可欠でありその人材の育成・確保が重要な課題となってる各種養成講座を実施して育成・確保に努めます。またボランティアセンター運営事業を実施し、ボランティアコーディネート機能の充実強化をとおしてボランティア活動の推進を図る。	推進	→	→	→	→	10代のボランティア研修会、養成講座の開催とボランティアセンターの充実を図る。	社協（出羽）	B	B	B	B	【10代のVr研修会】参加者14人（体験活動報告会36人） 【ボランティア養成講座】音訳講座8回参加者15人、手話講座20回参加者17人 【ボランティア活動調整等】24時間TV募金活動、赤い羽根店頭募金活動、キッズパーク、凧揚げ大会、各種行事等でのVr調整など随時 【ボランティア運営委員会】2回開催(第1回委員10人、第2回委員8人参加)	【10代のVr研修会】高齢者サロンボランティアの活動見学や参加者との交流を通して、地域での取り組みを肌で感じることができ、福祉理解につながった。【ボランティア養成講座】毎年2講座を開催し好評であるが、ボランティアサークル加入へのつなぎが弱い【ボランティア活動】単発的な斡旋が主で、継続的なボランティア活動へ繋がるケースが少ない【ボランティア運営委員会】町ボランティアセンターの現状や課題を委員と共有することができ、今後の取り組みにつなげることができた。	・各種講座・研修会の開催時期や持ち方を検討し、ボランティアの確保につながる、を引き続き実施する。 ・地域住民のボランティアに関する理解と関心を高めるために、ボランティア運営委員会にてボランティアセンターの機能強化を図る。
			70%	70%	70%	70%										
②	福祉団体の支援	老人クラブなどの当事者団体の活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行う。	推進	→	→	→	→	各種団体を支援し充実を図る。	社協（赤嶺）	A	A	A	A	・老人クラブ、身体障害者福祉会、母子寡婦福祉会、音訳サークルにおいては、それぞれ社協職員が事務局を担っており、事業執行及び予算管理ができている。また、社協事業との共催及び協力体制ができている。	活動資金の助成や事務局を社協職員が担うことで、福祉団体の活動基盤の強化につながっている。また、社協事業への協力も積極的である。 また、福祉情報や他団体との連携が図れる。	既存の福祉団体に対しては引き続き支援を行う。また新たな福祉団体にも同様に支援が行えるよう規程の整備を行う。
			推進	推進	推進	推進										
		民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、民生委員・児童委員との協働体制を構築する。	推進	→	→	→	→	民生委員・児童委員活動の支援を行う。	社協（赤嶺）	B	B	B	A	・定例会の開催(月1回) ・県内外研修の企画・実施 ・全国大会等各種研修会への派遣 ・民生委員・児童委員活動の広報啓発 （「民生委員・児童委員の日」活動強化週間出発式等） ・委員定数 66名 委嘱委員 52名（平成30年3月末現在）	・一斉改選後、9人の新たな民生委員が誕生したが、宮平と津嘉山地区においては、それぞれ4人の欠員状態が続いている。なり手不足で委員定数における充足率が県内でも低く、欠員がある地域については現委員の負担が大きい。	・区自治会・社協・行政等で連携を図り、民生委員候補者の情報があれば、三者で訪問し委員活動の説明と理解を求める。 ・広報誌（広報はえばる・社協だより・字だより等）や地域の会議等で委員活動への理解と啓発を図る。
			推進	推進	推進	推進										
③	ボランティア団体、企業、ＮＰＯとの連携	地域福祉推進に関わる団体やNPOらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、必要な支援をとおしてネットワークの構築に取り組む。	推進	→	→	→	→	ボランティア団体・企業・NPOとの連携を図り、ネットワークを構築する。	社協（田場）	B	B	B	B	ボランティア団体連絡会の開催1回 (H29/12/15) 新春さわやかもちつき大会の開催1回 (H30/1/13)参加者 約120人	ボランティア団体連絡会では、もちつき大会についてと各団体の現状と課題について話し合いを持つことができた。 ・企業、NPOとの連携については、まだまだ弱い。	今後は、各福祉・ボランティア団体の課題やボランティアニーズの把握等、ボランティアセンターの機能強化を図る為、ボランティア運営委員会で話し合いを進める。（再掲）
			20%	50%	60%	70%										

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① 相談窓口の周知と利用啓発	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など各種相談窓口について町の広報紙等で継続的に発信し、周知徹底を図る。併せて、相談することの大切さや守秘義務についても周知を図る。	推進	→	→	→	→	広報紙等で相談することの大切さを周知、啓発し相談窓口(相談員)を利用した割合を50.0%にする。	こども課	A	A	A	A	児童福祉法に関する相談については、窓口体制も含め広報にて周知を図っている。また、窓口にも案内パンフレットや「福祉のしおり」を置き、周知している。守秘義務については徹底している。	相談体制は整えてあり、事案毎に関係機関との連携も図れている。	今後とも、周知を図り、相談に対しては迅速かつ丁寧な対応に努める。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	A	A	A	民生委員児童委員向けに地域包括支援センターの活動内容を紹介したり、高齢者やその家族が目にする機会の多い、町内の金融機関や病院等に、地域包括支援センターのポスターを掲示してもらった。障がい者福祉の相談事業については、民生委員・児童委員及び福祉協力員との会議の場を設け相談業務に対する周知啓発活動を行うとともに、町広報誌で基幹相談支援センターの開設を周知した。	第8次高齢者保健福祉計画のアンケートにおいて「地域包括支援センターの名称と内容のどちらも知っている」と答えた方が19%であった。関係機関や民生委員等の地域包括支援センターの周知は進んでいるが、町民の周知度はまだ低い状況。 様々な手段により、随時また継続的に周知を行ったことで、相談窓口について利用者への理解浸透が図られた。	地域包括支援センターの周知度を上げるために、広報紙の掲載、民生委員児童委員向け研修の開催の他、まだ掲示していない大型スーパー等にポスター掲示を依頼する等して周知度をあげていく。
		推進	→	→	→	→									
	相談しづらいと考える住民については、電話等による相談を受ける他、適切な方法により相談に繋がる仕組み作りに取り組む。	推進	→	→	→	→	電話等による相談を受ける他、関係機関と連携し相談に繋がるよう取り組む。	こども課	A	A	A	A	児童福祉法に関する相談は母親のDVにも及ぶ案件があるので、電話相談はもちろんのこと、個別相談も慎重に対応している。	関係機関との連携も行いながら、案件毎に丁寧に対応している。	今後とも、関係機関と連携して取り組む。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	A	A	A	電話相談を受ける他、病院相談員から退院を控えた高齢者の相談を受ける等、病院・ケアマネ・社協等関係機関からの繋ぎが増えている。社協はじめその他関係機関からの情報をもとに、積極的に相談支援に繋げた。	関係機関と連携し、相談者を繋いでもらったり、来所できない方に対しては自宅訪問する等して支援を展開している。また、適切に庁舎内の他部署窓口で、認知症の可能性や生活支援が必要と思われる気になる高齢者と対応した場合、地域包括支援センターに繋がる仕組みができつつある。	引き続き電話等による相談を受ける他、社協および関係機関、庁舎内の他部署窓口と連携を図り、地域包括支援センターに繋がる体制を整えていく。
		推進	→	→	→	→									
② 相談支援体制の充実	質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の質の向上を図る。相談窓口間の連携、関係機関との連携を図り支援を行う。	推進	→	→	→	→	社協の相談員等と連携を図り適切な支援を行う。	こども課	B	A	A	A	事案毎に対応が異なるので、研修には積極的に参加し、他事案をケースに参考にしながら、法律等の内容も理解を深めている。また要保護児童等対策地域協議会の関係機関との連携も図り支援を行っている。	各事案毎に対応が異なるので、毎回慎重かつ適切に対応している。解決までに時間を要する案件も多い。	今後とも、関係機関との連携で支援を行っていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	県や社会福祉士会が主催する研修に積極的に参加し、相談援助技術の向上に努めている。また、相談者がたらい回しにならないよう、相談窓口間や関係機関と連携を図りながら支援を行っている。	特に高齢者だけではなく、その家族等の支援が必要なケースは、社協職員(在宅介護支援センター、コミュニティソーシャルワーカー)と連携し、役割を分担しながら、世帯全体の支援を適切に行っている。	引き続き、社協や関係機関と連携を図り、質の高い相談支援を行っていく必要がある。
		推進	→	→	→	→									
	相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を行う。	推進	→	→	→	→	社協の相談員等と連携を図り適切な支援を行う。	こども課	B	A	A	A	児童福祉法に関する案件については、家庭の内部の問題も大きく関わってくるので、関係機関等の協力も仰ぎながら、訪問相談も積極的に行っている。	相談者との信頼関係づくりがとても重要なので、慎重な対応が必要になってくる。	今後とも、訪問が必要な場合はしっかりと出向いて、調査し情報収集を図る。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	平成29年度地域包括支援センターの訪問件数は1814件であり、積極的に訪問して相談支援にあたった。	支援を必要としている高齢者が、自ら役場に来て相談することは難しく、継続して支援を行う必要がある。	引き続き、積極的に訪問し相談支援を行い、高齢者やその家族の生活の安定に繋げていく。
		推進	→	→	→	→									
	障がい者については、相談支援を効果的に実施するために「南風原町障がい者自立支援協議会」の活動の充実を図る。現在の相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター」の設置に取り組む。また、引続き町の障がい者福祉担当課窓口に手話通訳を設置する。	推進	→	→	→	→	関係機関との連携強化を図る基幹相談支援センターを設置し相談支援を効果的に実施する。	保健福祉課	C	B	A	A	基幹相談支援センターの社会福祉士により、困難事例等について関係機関と連携・調整し相談支援を実施している。	基幹相談支援センターを設置することにより、困難事例等について迅速な対応と関係機関との連携、調整が効果的にできた。	こども課、学校教育課、包括支援センター、社協、相談事業所等と連携し、相談支援体制を強化するよう取り組んで行く。
		推進	→	→	→	→									

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

（1） 相談支援の充実

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H28評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
①	福祉総合相談事業の推進	住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図る。	推進	→	→	→	→	ふれあい福祉相談室の相談支援の継続を実施する。	社協（桃原）	B	B	A	A	・一般相談(月～金)：相談員2名配置 ・専門相談　法律相談(月3回) 司法書士相談(月1回) ・相談件数：1,520件 (一般相談：1,397件　法律：103件　司法書士：20件)	・一般相談を窓口とし、専門相談、関係機関等につなぎ、効果的な相談支援ができている。 ・相談内容別にみると、生計問題が多くを占めており、就労支援、住居確保を総合的に支援することで、家計の安定を図るなど、複雑化・多様化する住民の福祉課題に対応できる体制づくりが必要	・引き続き相談員2名配置、専門相談の実施 ・より専門性の高い相談については、これまで同様専門職や関係機関との連携を密にすることで対応できるように努める
			推進	推進	推進	推進										
		必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指す。	推進	→	→	→	→	随時広報に努め、関係機関と連携し解決力を強化する。	社協（桃原）	B	B	A	A	・社協ホームページや広報、チラシ等の設置のほか、移動相談所へ出向くことで、相談室の広報や周知を行う。 ・行政の制度・サービスや社協が実施する事業、活動等を共有し、より効果的な相談・支援を行うための研修会を役場民生部と開催し、連携強化に向けた取組みを実施 ・各種研修会や連絡会等へ相談員を派遣し、その資質向上に努めている。	・相談件数を前年度と比較して約200件増えていることから、町民の認知度も高まっている ・役場や福祉事務所などの関係機関からつながるケースも多く、連携して取り組む体制は整ってきている。 ・社協だよりやホームページによる広報にとどまっている ・相談員のさらなる資質向上を図る必要性	・ふれあい福祉相談事業の周知を図るための広報活動の強化(広報紙等へ定期的な掲載による広報) ・関係機関との連携強化に向けた定期な情報共有の場づくり ・研修会への派遣をはじめ、各種連絡会への参加をとおして問題の解決力を高める。
			推進	推進	推進	推進										
②	相談支援体制の充実・強化	ふれあい福祉相談室の充実を図るとともに、支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービスの支援体制を強化する。	推進	→	→	→	→	積極的に地域に出向き福祉課題の把握、解決に努める。	社協（桃原）	B	A	A	A	<在宅介護支援センター> ・相談件数：1,551件 ・訪問件数：1,098件（うち、実態把握件数135件） ・福祉サービス利用申請件数：27件 （うち、適用件数15件）	<在宅介護支援センター> ・訪問を通して高齢者の生活課題を早期に発見し、公的サービスやインフォーマルサービスの導入・調整を行うことで、介護予防効果や生活の質の向上に繋がっている。 ・世帯訪問を重ね、対象者と信頼関係の構築を図るとともに、社協内や他の事業所等と連携し、必要かつ適切なサービス利用へ繋いでいる。 ・高齢者名簿による訪問は、基本情報の乏しさから効率的な訪問が難しい。	<在宅介護支援センター> ・未確認世帯を中心とした実態把握を行う。 ・民生委員や福祉協力員、役場やCSW等と連携しながらニーズ把握や情報収集を行うとともに、要援護者の支援体制の構築に努める。
			推進	推進	推進	推進										
③	相談機関等の情報共有と連携強化	住民の悩みに対して「ワンストップ」で受け止める体制をつくるためには、関係機関との連携が不可欠です。相談機関連絡会をとおして関係機関等の相談・支援ネットワークの構築に努める。	推進2回/年	→	→	→	→	積極的に地域に出向き福祉課題の把握、解決に努める。	社協（桃原）	D	B	B	B	・登校支援会議（全4回　4月・5月・11月・2月実施） ・要保護児童対策地域協議会代表会議（全2回　8月1月実施） ・産業振興課・雇用サポートセンター設置説明会（8月） ・相談機関連絡会未実施	・連絡会や会議に参加することで課題の共有と解決に向けた協働体制づくりに努めている。 ・個別ケースの対応については、ケース会議や地域ケア会議をとおして課題共有や連携について検討する機会に参加している	・相談機関連絡会の開催をとおした関係機関相互の関係づくり ・各種連絡会、会議への積極的な参加をとおした関係機関との連携強化に努める
			0	0	0	0										
④	住民相互支援体制の充実	住民相互の支援体制の充実が図られるよう、社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」の統合化について町と必要な調整を行う。	推進	→	→	→	→	・まちづくりサポートセンター提供会員を100人にする。 ・両センターの統合化について町と調整する。	社協（桃原）	C	B	B	B	まちづくりサポートセンターの設置運営 会員数：284人　依頼：150人　提供：124人 両方：10人 あっせん：374回	・公的サービスで対応できない福祉ニーズに応えることができる。依頼者の困りごとも解決に至り、支え合いのしくみが成立しとても有効である。高齢者の生きがい、一時的な収入を得たい方の働く場としても機能している。 ・依頼件数に対し、登録件数はあるがすぐに稼働できるサポーターが少ない。	・今後も広報活動を工夫し、依頼会員・提供会員ともに登録者数を増やし、生きがい・支えあいのしくみづくりを構築できるよう努める。未活動への方々への働きかけを進める。 ・類似する関係機関との情報交換・連携を進め、幅広い活動への展開、センターの在り方について検討する。
			推進	推進	推進	推進										

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(2) 情報提供の充実

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① 情報提供の充実	保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組む。	推進	→	→	→	→	町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組む。	こども課	B	A	A	A	こども課においては児童福祉法に関する所管業務について町広報や町HPを活用して情報提供に努めている。また町社協でも広報誌とHPで情報提供を行っている。	広報に関しては時宜を逸さないよう対応している。また、申請業務などにおいては、町民が判りやすいように毎年内容も確認し必要な修正も行っている。	今後も継続して取り組む。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	・介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、沖縄県介護保険広域連合や町が作成したチラシを各家庭に配布し、事業案内を行った。 ・ボランティア活動を支援する『介護予防リーダー養成講座』や各種介護予防教室の案内を町広報で行った。 ・高齢者福祉事業について、ホームページに掲載している。 ・福祉のしおりや広報紙、パンフレット、ホームページを活用し、情報提供の充実を図るとともに、住民の福祉活動やボランティア活動についての情報を提供した。 ・認知症に関する社会資源をまとめた認知症ケアパスを作成した。 ・社会資源マップを作成し、窓口配付、ホームページへ掲載した。	・所得申告時の控除に係る証明書の申請手続きなど、時期に応じた情報提供が適するものについて町広報誌での発信を検討する必要がある。 ・ホームページでの事業や制度の案内を充実させる必要がある。 ・社会資源マップの作成によりインフォーマルサービスの情報提供を充実させることができた。	・今後も、事業内容や対象者に合った、わかりやすい方法で情報提供を行っていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		総務課	A	A	A	A	広報誌、ホームページ等を通して、情報提供に努めています。また、広報をあらゆる媒体で提供することにより情報提供の充実に努めています。	各課や社会福祉協議会等各種団体と連携が必要です。	連携に加え、情報提供のさらなる拡充のため、視覚的な見やすさ、言語表現の簡潔さ、わかりやすさに努めていく必要があります。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		企画財政課	B	B	B	B	広報誌及びホームページ等を活用して、「行政改革推進委員会」・「男女共同参画推進会議」などの様子や予算・決算関係、統計に関する情報等を発信した。	ホームページにおける情報発信等では、会議の報告等で一部公開に時間を要したことから、最新の情報を提供できるように努める必要がある。	広報誌及びホームページ等を活用し、町民に伝えたい情報をできるだけ早く、わかりやすい情報発信に努める。
		推進	→	→	→	→									
	自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯への配布率の向上を図る。	推進	→	→	→	→	自治会等と連携し、町の広報紙配布率を88.8%にする。	総務課	B	B	B	B	広報誌を自治会等を通して配布している他、町内のスーパーや病院などへの設置、HP上への掲示を行っているほか、スマートフォンアプリでの提供も行っており、あらゆる方法で取得できるようにしました。	広報をあらゆる媒体で提供しているため、取得方法は増えているが、周知が不十分な部分もあるため、周知が必要。紙媒体に関しては、配布が不十分な地域があります。	スマートフォンアプリについて、周知を強化する必要があります。また、区画整理区域等、広報(紙媒体)の配布が行き届いていない地域もあるため、広報がより多くの世帯へ行き渡るよう努めます。
		推進	→	→	→	→									
	地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保する。	推進	→	→	→	→	要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保する。	企画財政課	B	B	A	A	学校及び各種団体からの要請に基づき、33件の出前講座を実施し、町が行っている事業の内容や専門的な情報を分かりやすく説明した。	平成29年度は新たに南風原高校と連携して「納税者教育」や「子ども支援」についての出前講座を実施した。しかし、依然としてほとんどが小中学校からの要請となっていることから、一般の出前講座を増やすために周知の方法等について工夫を図る必要がある。	広報やホームページ等を充実させることにより周知を図り、学校及び地域からの要請に基づき、出前講座を実施する。
		推進	→	→	→	→									
	ホームページについては、今後も文字の大きさや、音声による情報提供など入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。また、「声の広報発行事業」など今後も情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組む。	推進	→	→	→	→	更なる利便性の向上に取り組む。	こども課	B	A	A	A	社協との連携で「声の広報」をカセットまたはCDで提供。利用者は17名。音訳サークルの活動者数は延べ152名。毎年音訳講座も開催し、メンバー育成も行っている。音訳対象は町広報と社協だより。	視覚に障がいのある方の地域情報入手資源として重要な事業となっている。	今後も社協と連携し事業を継続する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	「声の広報」について、町広報誌、町社協だよりを発刊している。 また未登録の対象者については、窓口にて周知案内を行った。	「声の広報」においては、活動人数が少ないので活動者に対しての周知を図る必要がある。	利用者拡大に向けて、学校行事やイベント等にて周知を図っていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		総務課	A	A	A	A	アクセシビリティに配慮し、記事の作成を行っています。広報については、社協音訳サークルによる音訳を行っています。	ホームページ記事を作成する職員がアクセシビリティについて理解し、記事作成に取り組むことができるようにする。広報作成にあたっては、音訳を意識した文章作成、キャプションの配置等、考慮する。	職員に向けたホームページ・アクセシビリティに関する研修等を行い、職員全体に意識付けを行う。また広報については、音訳等を意識し、文字の大きさ、ルビ・キャプションを付けるなどを徹底する。
		推進	→	→	→	→									
		検討中	→	→				企画財政課	−	−	−	−			

（2） 情報提供の充実

①	情報提供の充実	福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐくる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組む。	推進	→	→	→	→	・広報紙「ちむぐくる」の世帯配布率を77.0%にする。 ・声の広報等を発行し利用者を25人にする。	社協 （赤嶺）	B	B	B	B	・ホームページの更新：57回（月平均4.75回） ・社協だより編集委員会の開催：12回 ・社協だより「ちむぐくる」の発行：12回 ・地域福祉情報、事業、活用できるサービス等を発信。公共の場への設置でより多くの方に福祉情報を提供。	・毎月発行することで直近の福祉情報や活用して欲しいサービス・事業の周知が効果的に発信できている。 ・広報誌を見て移動相談所に足を運んだり、講演会や講座に参加された方もいる。	・今までの記事の内容に加え、どのような課題をどのように掲載するか検討する。事前に課題の集約・発信方法を社協、関係団体等と調整する。内容の創意工夫を行う。住民に福祉課題の提起を行い、一緒に考えることができるような内容も取り入れる必要がある(住民参加型)。
			推進	推進	推進	推進									

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(2)情報提供の充実

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画)					達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
		26	27	28	29	30									
② 相談窓口間の連携	地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組む。	推進	→	→	→	→	相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組む。	こども課	B	A	A	A	各種福祉サービスや支援事業に必要な情報については、個人情報の保護をしっかりと守りつつ、適切に共有し事業の推進を図っている。	庁内の関係機関においては、情報の内部利用がしっかり行われており、迅速かつ適切な支援へと繋げられている。	今後もこの体制を維持していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	庁舎内　他部署窓口において、手続きに来ていて、気になる高齢者がいる場合は、地域包括支援センターに連絡・繋いでもらう事例が増えている。また、高齢者のみならず、そのこども を含めて世帯全体で支援を要する相談を受けた場合は、適切に必要となる関係機関に連絡し、連携しながら支援を展開している。	引き続き、相談窓口ではない部署においても、事務手続きの対応をしている際に、支援が必要そうだと感じた場合は、庁舎内で連携をとり、適切な相談窓口に連絡・繋げてもらう必要がある。世帯全体で複合的な課題を抱えている困難事例が増えており、今後ますます増加していくことが予想される。	引き続き、相談窓口間の連携や庁舎内の他部署からの繋ぎができる体制づくりを進めていく。また、世帯全体で抱える複合的な課題に対し、アプローチができるように、支援者の資質向上に努め、支援者間のネットワークの強化及び役割分担を行いながら、課題解決を図っていく。
		推進	→	→	→	→									
③ 相談員の資質向上	各種相談員や相談窓口担当者について、研修や相談機関連絡会等への参加を通して、資質向上を図る。	推進	→	→	→	→	研修や相談機関連絡会等への参加を通して、資質向上を図る。	こども課	B	A	A	A	児童虐待等に関する研修については、県さらに関連機関が行う研修に担当相談員を参加させ、資質向上を図っている。	平成29年度においては、県や関係機関の主催する研修へほぼ全て参加させた。また町社協と連携して独自の講演会なども行ない資質向上を図った。	今後も、県や関連機関の行う研修に積極的に参加させるとともに、内部研修も行い課題解決に向けて取り組む。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	B	A	地域包括支援センターに所属する専門職が、各々の専門性を高める研修に積極的に参加し資質向上に努めた。その他、社会福祉士として資質向上を図るため、認定社会福祉士取得に向けた研修に1年を通じて参加した。	代表で研修に参加した職員が、研修資料を回覧し、参加できなかった職員が内容を把握できるようにしているが、伝達・共有する場がない。	特に共有が必要と感じる内容の研修については、伝達する機会(時間)を設ける必要がある。
		推進	→	→	→	→									

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(3) 福祉サービスの向上

具体的取り組み事項		推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
①	サービス基盤の整備推進	高齢者、障がい者、子育て支援等にかかわる公的サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組む。	推進	→	→	→	→	町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進め、必要に応じて町独自のサービスの創出にも取り組む。	こども課	B	B	B	B	保育を必要とする児童が全て保育園に入所できるよう、5ヵ年計画で事業を進めている。また、H29年度も継続して病児・病後児保育を実施し、町外認可外保育園へ通う世帯に対する補助事業、町内学童に通う非課税世帯への補助事業も継続して行った。	待機児童の解消に向けて計画を前倒しして保育園の整備を行っているが人口増に追いついていない状況がある。	今後も町の「子ども子育て支援計画」に沿って事業を推進する。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	地域ケア会議を通して、地域課題の把握と必要なサービス(認知症・食の確保)について、検討を行った。	地域ケア会議を通して、高齢者の公的な福祉サービスついて、検討をすることができた。今後も検討を継続しつつ、サービスの創出に繋げていく必要がある。	高齢者の公的な福祉サービスついて、本町の実情を勘案し、各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進める。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組む。
			推進	→	→	→	→									
		ボランティア団体やNPO等民間が提供するサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行う。	推進	→	→	→	→	地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行う。	こども課	B	B	B	A	民間が提供するサービスについては、町や社協で持っている情報をしっかりと町民にも届け、支援へと繋げている。	ボランティア団体やNPO等民間が提供するサービスと町が行う支援は連携できている。	今後とも必要な支援が届けられるようにする。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	D	B	B	B	生活支援体制整備事業協議体の開催を通じて、民間企業や社会福祉法人がインフォーマルなサービスを提供しているが、何らかの理由で依頼を受けても対応できない場合、別の紹介先や仲介役を必要としていることが分かった。 ・介護予防リーダー養成講座を開催し、高齢者サロンボランティアへ参加を呼びかけ、介護予防基礎知識習得や運動プログラムの支援を行った。	民間や社会福祉法人等が対応できない場合、生活支援コーディネーターが仲介役を担っていく必要がある。そのためにも地域のインフォーマルサービスの情報収集に努めるとともに関係機関とネットワークの構築が求められる。 ・引き続き介護予防リーダー養成講座で、高齢者サロンボランティア等へ介護予防基礎知識等の支援を行う必要がある。	社協に委託している生活支援コーディネーターと保健福祉課が連携し、インフォーマルサービスを展開している機関が必要としている支援を行っていく。 ・介護予防リーダー養成講座を開催し、高齢者サロンボランティア等へ介護予防基礎知識等の支援をする。
			推進	→	→	→	→									
②	関係機関等が連携した包括的な支援の推進	要支援者の実態に即した、適切なサービスの提供、地域で暮らす為の各分野の専門機関、サービス事業者、地域のインフォーマルサービスとの連携より、包括的なサービス提供が可能な体制を構築します。また、必要に応じて教育、就労、住宅、交通、生活環境など他の生活関連分野との連携を図る。	推進	→	→	→	→	関係機関と連携し包括的なサービス提供が可能な体制を構築。必要に応じて教育、就労、住宅、交通、生活環境など他の生活関連分野との連携を図る。	こども課	B	B	B	A	児童福祉法に関する要支援者に関しては、要保護児童対策に関する事案や障がい児保育等に関する事案について、それぞれ施策の中で対応システムが構築されており、それに沿って関係課等との連携のもと取り組んでいる。	要支援者への支援に関しては各課連携はもちろんのこと、町社協との情報共有、さらに関係機関との連携も図り包括的に取り組んでいる。	今後とも、連携を密にし包括的な支援で取り組む。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	B	A	地域ケア会議を通して、地域課題の把握と必要なサービス(認知症・食の確保)について、検討を行った。また、生活支援体制整備事業協議体の開催を通じて、民間企業や社会福祉法人とインフォーマルなサービスについても協議を行った。	インフォーマルサービスや関係機関とネットワークを築き、連携して支援を行っていくことが求められる。また、必要に応じて、生活関連分野の関係機関と積極的に連携を取っていく必要がある。	引き続き、包括的な支援を展開していくために今後も適切なサービスや制度、インフォーマルサービスを組み合わせながら関係機関と連携していく。
			推進	→	→	→	→									
		そうした体制作りに向けて、高齢者については「地域包括ケアシステム」の推進また、障がい者については「南風原町障がい者自立支援協議会」、子育て支援については、「南風原町次世代育成支援対策地域協議会」の機能強化を図る。	推進	→	→	→	→	地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行う。	こども課	B	B	B	A	児童福祉法に関する事については、「南風原町次世代育成支援対策地域協議会」に代わり、平成27年度から「南風原町子ども・子育て会議」で引き続き議論を行っている。	子育て支援については、地域の実情を踏まえた上で必要な事業を行い、「南風原町子ども・子育て会議」でも報告している。	今後も、現在の体制を維持し支援を推進する。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	B	A	地域包括ケア推進協議会や地域ケア会議を通じて、高齢者の課題把握や政策形成について検討している。また自立支援に資するケアマネジメントの強化に繋がる地域ケア会議を実施した。 「障害者自立支援協議会」については、町障がい者福祉の現状に合わせた体制づくりを検討した。	具体的に地域包括ケアシステムを強化していくために、自立支援に資するケアマネジメントの強化に繋がる地域ケア会議を継続していく必要がある。 「障がい者自立支援協議会」の機能を充実させるための体制を検討する必要がある。	地域包括ケア推進協議会や地域ケア会議を通じて、高齢者の課題把握や政策形成について検討と自立支援に資するケアマネジメントに繋がるような内容の地域ケア会議を継続していく。 社協や計画相談事業所、サービス事業所等で発生している課題の解決に向けて、自立支援協議会で検討していく仕組みを作っていく。
			推進	→	→	→	→									

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(3) 福祉サービスの向上

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
③ サービスの質の向上	福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかける。	推進	→	→	→	→	サービス従事者の専門的な知識や技術を高め、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかける。	こども課	B	A	A	A	児童福祉法に関するサービス提供に関しては、町立・法人保育園とも県や関係機関が行う研修に毎回派遣し専門的な知識や技術を高めている。	研修等に参加させることで専門的な知識や技術を高められている。	今後も継続して研修会等への派遣を行う。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	D	B	B	B	南風原町介護支援専門員連絡協議会を年4回開催し、専門的な知識や技術の向上を図った。また、人権擁護委員の研修や南部地区在宅医療支援ネットワーク協議会の症例検討会への案内を、委託契約居宅事業所及び関連サービス事業所へ行い参加促進を働きかけた。	専門的な知識や技術を高め人権に対する感性を磨くために、南風原町介護支援専門員連絡協議会の開催や、研修会等への参加促進を働きかけることが必要でる。	今後も継続して、サービス従事者の専門的な知識や技術を高め、人権に対する感性を磨くために、南風原町介護支援専門員連絡協議会や、勉強会や研修等への参加促進を働きかける。
		推進	→	→	→	→									
	サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認、必要に応じて体制整備の取り組みを指導します。サービス事業者が利用者の不満等を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、相談しやすい環境となるよう指導する。	推進	→	→	→	→	・サービス利用者の苦情解決体制の整備・確認と指導を行う。 ・利用者の不満等を解決する制度や仕組みについて地域への周知を図る。	こども課	B	A	A	A	宮平保育所においては、苦情解決第三者委員会議設置し利用者の不満や疑問が寄せられた場合の体制を整えている。	平成29年度においては、利用者から苦情解決第三者委員会に届けられた案件は無し。	今後も苦情解決第三者委員会を継続して設置し対応を図る。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	・町社協への委託事業は、町社協で苦情解決事業を実施し、担当者及び外部の第三者委員2名で対応し解決している。 ・介護保険に関するサービス利用者等からの相談・苦情を受け付けており、相談・苦情の状況報告を沖縄県介護保険広域連合へ毎月行っている。	・町社協への委託事業は、町社協で苦情解決事業を実施しており、担当者及び外部の第三者委員2名で対応し解決していく体制が整備されている。 ・苦情解決体制の整備について、介護保険サービス事業所の指定権者である沖縄県および沖縄県介護保険広域連合が助言等を行っている。	・高齢者福祉サービス事業について利用者の苦情があった場合は、事業者へ確認・指導し、苦情解決する。 ・介護保険サービスの苦情解決体制整備について、沖縄県介護保険広域連合および沖縄県と連携し、助言等に取り組む。
		推進	→	→	→	→									
	サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発する。	推進	→	→	→	→	サービスの質の確保と向上に向けた取り組みの指導と第三者評価の啓発。	こども課	B	B	B	A	保育園においては苦情処理委員会が設置されており、苦情内容と対応策について対応している。窓口における苦情に対しては、相手の話を良く聞き、適切な対応を行っている。	各認可保育園においては、サービスに対する不満や疑問などに対して適切に対応しており、必要があれば行政からの指導も行っている。窓口での苦情に対しても、時間をかけて丁寧な対応を心がけている。	今後とも、適切な対応を継続して実施する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	B	A	町社協委託の福祉サービス事業は、事業評価の実施及び理事・外部委員で構成の企画広報委員会から意見聴取を行っている。介護保険サービス事業者に関しては、沖縄県介護保険広域連合及び沖縄県が指導。虐待関連では、沖縄県と広域連合と連携しながらサービスの質と向上に向けた取り組みの指導を行っている。	町社協委託の福祉サービス事業は、事業評価の実施及び企画広報委員会(理事・外部委員)から意見聴取が行われている。また、地域密着型サービス事業所は自己評価及び外部評価が法律で義務づけられ実施されている。	今後も継続して、委託事業者や沖縄県、沖縄県介護保険広域連合と連携して、サービスの質の確保と向上に向けた取り組み指導を行う。
		推進	→	→	→	→									
④ 移動支援の推進	高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)を引続き推進するとともに、社会福祉協議会による巡回福祉バスの運営を支援する。	推進	→	→	→	→	外出支援サービス事業、移動支援事業を引続き推進。社協の巡回福祉バスの運営を支援する。	保健福祉課	B	B	B	B	高齢者外出支援サービス事業は町社協へ委託し継続実施している。障害者移動支援事業は日常生活支援としてサービス事業所に委託して実施している。	サロン活動の参加者が多く、2~3往復して送迎している地域があること、通院送迎とサロン送迎の日時が重なる場合の対応が課題である。	サービスが円滑に進むよう対応策を検討する。
		推進	→	→	→	→									

（３）福祉サービスの向上

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
①	在宅生活を支える福祉サービスの充実	引き続き在宅福祉サービス事業を実施し、社協各部門及び行政、関係機関と連携し予防から生活支援まで、切れ目ないサービスの提供体制の構築を目指す。	推進	→	→	→	→	栄養改善事業利用60人。ふれあいコールサービス事業利用25人。軽度生活支援事業利用15人を目標とする。	社協（桃原）	A	A	B	B	・栄養改善事業：42人（7,325食） ・ふれあいコール：16人（1,402回） ・軽度生活：13人（819.5時間）	在宅福祉サービスの提供については必要とする方にきちんと提供されていることが重要であり、現状は目標値に届かないものの、支援体制は整備されている。 また、利用にかかる調査や申請支援など在宅介護支援センターや包括支援センターとの連携により効果的に取り組めている。	引き続き在宅介護支援センターや包括支援センターと連携を密にし、調査から申請、サービスの提供までを迅速に進めるように取り組む また、サービスを本当に必要としている方に確実に提供されるよう、すでに利用している方に対する成果などの検証も行う。
			90%	90%	90%	90%										
②	福祉サービスの質の向上	社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努める。	推進	→	→	→	→	利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努める。	社協（桃原）	—	A	B	B	・利用者への満足度調査は未実施 ・サービス提供責任者による利用者への聞き取り（随時）	介護保険事業の利用者満足度調査は隔年で実施しているが、29年度は未実施。サービス提供責任者は随時利用者宅を訪問し、ヘルパーの様子などを聞き取りしている。 利用者からの要望等があればミーティング等できちんと共有し、しっかり対応できるよう全体で議論し、サービスの質の向上につなげている。	介護保険サービス、障害サービスにおける利用者の満足度調査は引き続き定期的に実施する 町から受託している福祉サービスについても今後実施できるよう検討する
			未実施	実施	未実施	未実施										
		社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えるとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知するなど、環境づくりに努める。	推進	→	→	→	→	福祉サービスに関する苦情についての体制を整える。苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知する。	社協（福福）	A	A	A	A	・苦情受付担当者の配置 ・苦情解決責任者の配置 ・第三者委員の配置（2人） ・意見箱の設置 ・ポスター掲示による広報啓発 ・苦情受付状況：0件	・意見箱を設置することにより、意見や要望等を述べやすい環境が整っている。	・第三者委員と情報交換する機会をつくり、事業の趣旨及び相互の役割について理解を深める。
			100%	100%	100%	100%										
③	移動支援の推進	行政と連携を密にし、車いす利用者の通院移動の支援を行う。また一般高齢介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行う。	推進	→	→	→	→	行政と連携し、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施。通院移動支援を20人サロン送迎支援を40人の目標とする。	社協（桃原）	A	A	A	A	医療機関等送迎支援：16人（延べ117人・210回） 地域ミニデイ・サロン：42人（延べ975人・159回）	・公共交通機関を利用しづらい方の移動手段としては効果的であり、一定の成果を得ている ・ミニデイサービスの送迎として活用することで、生きがいと健康づくりにつながっており、高齢者の介護予防としての成果も大きい ・利用要件が限定的であるため利用しづらく、要項の見直しの必要性を感じる	・ミニ送迎は増加傾向にあり現状の体制では対応が難しくなると見込んでおり、地域のボランティアの協力を得ながら現状維持できるよう検討する ・介護タクシーの普及により車イス利用者の外出を支援する仕組みとしては、その役割を果たし終えているように感じる。今後は、普段の生活の中で必要な交通手段の確保という視点で事業の在り方を検討する必要がある。
			90%	90%	90%	90%										
④	介護保険事業及び障害福祉サービスの検討	社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、現在町内に多くの事業者が参入している現状を踏まえ、事業の継続または廃止等について検討を行う。	推進	→	→	→	→	事業の継続または廃止等について検討を行う。	社協（桃原）	A	A	A	A	介護保険事業（予防訪問介護含む） 利用者：41人（介護22　予防19） 提供時間数：4864時間 障害福祉サービス（居宅・同行） 利用者12人（居宅9　同行3） 提供時間数：1,920.5時間	・事業自体は収益があがっており、安定的に運営している。 ・新規利用者の増にともない、ヘルパーが不足している。人員増するため募集するも応募がない状態 ・事業の収益を他の事業、活動の予算に充当しているため、事業継続の意義は大きい	引き続き、安定的な経営ができるよう、人員配置やホームヘルパーの資質向上を図りながら、事業の収益を地域福祉事業・活動へ有効活用できるよう、環境整備を図る。
			推進	推進	推進	推進										

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

（4） 生活困窮世帯等への支援

具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
① 生活保護制度の適正実施	生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進する。	推進	→	→	→	→	県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進する。	こども課	A	A	A	A	生活保護の申請者に対しては、窓口で丁寧に話を聞き、その内容を取りまとめて県へ送付している。平成29年度に役場窓口で聞き取りして申請した件数は132件。保護開始は100件となっている。	できるだけ、ご本人の困窮内容を聞き取り、取りまとめの作成に繋げている。	今後とも、丁寧な聞き取りを行い事務を遂行する。
		推進	→	→	→	→									
	生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行う。	推進	→	→	→	→	県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行う。	こども課	B	B	B	A	生活保護受給者の世帯で要保護児童等対策地域協議会に挙がった案件について、県のケースワーカーとの連携により、自立支援に向けた取り組みを行っている。	現状の生活様態を改善するにはかなりの時間を要し、また本人の自覚も必要なので継続的な支援を行っている。	今後とも、必要な案件について県のケースワーカーとの連携のもと、地道に取り組みを進める。
		推進	→	→	→	→									
② 低所得者への支援の推進	低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び保育・教育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り安心して適正に利用できるよう支援する。 また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図る。	推進	→	→	→	→	・各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り支援する。 ・生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図る。	こども課	B	B	B	A	保育料については低所得者に対する減免制度を整えている。また学童についても低所得者に対して保育料の補助制度（月額5千円）を整えた。子ども医療費の窓口支払い無料化は低所得者にとってもかなりの支援となっている。	低所得者への負担軽減については、いろいろな事業で支援ができている。	今後も、支援事業を継続して実施する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	ケースに応じ、適切な各種制度に基づく利用者負担の減免等を案内し、医療や福祉サービスが利用できるように支援した。また、必要に応じ福祉資金の貸し付けの案内を行った。	各種制度の情報を広く持っておく必要がある。	引き続き、各種制度の最新の情報を収集し、利用者負担の軽減や減免等を案内し、サービスを安心して利用できるよう支援する。福祉資金の貸し付けも案内していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		教育総務課	A	A	A	A	就学援助制度について、町のホームページや広報誌への掲載、学校から全家庭へ案内文の配布等を行い周知を行った。また、県教育委員会と連携を取り、CMやラジオ等でも周知を行った。	周知を図ったことにより、平成29年度の就学援助の認定児童・生徒数が前年度と比較し155名増え、就学援助の認定率も約3%上昇した。	今後も関係機関と連携を取り、就学援助制度の周知を図っていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		国保年金課	A	A	A	A	・国保税賦課の時点で所得に応じた軽減がなされており、失業等による国保加入の場合は軽減制度を説明した。 ・納付相談の内容により、分割での納付や困窮世帯にはその相談窓口を案内した。	軽減制度の周知及び税の内容説明により税納付への理解が得られた。 ・「福祉のしおり」等を活用した関係機関との連携により、生活困窮世帯が利用できる制度、その窓口への案内をした。	国保税制度の周知と納付への理解を図ると共に、生活困窮世帯の納税相談に応じ、関係機関と連携し他制度も案内していく。
③ 生活困窮者自立支援	貧困の連鎖を防止するために、準要保護児童等の世帯が生活保護に陥らないよう、保護者に対する就労支援、養育支援、子どもの学習支援を県と連携して取り組む。	推進	→	→	→	→	保護者に対する就労支援、養育支援、子どもの学習支援を県と連携して取り組む。	こども課	B	A	A	A	貧困の連鎖を防止するため、こども課に子ども元気支援員を二人配置し、子どもの居場所として町内に2ヶ所、子ども元気ROOMを設置し、各種支援を行っている。	平成29年度までに、気になる子の情報が512件も寄せられた。その中で支援が必要な子については子ども元気ROOMに繋ぎ、子どもと共に親の支援も行い自立支援へと繋げている。	今後も継続して事業を実施する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		教育総務課	A	A	A	A	就学援助対象者に対し、県や子ども課、県の教育委員会等と連携を取り学習支援を行った。	県の推進交付金を活用し、援助費目として「校納金」を追加したこともあり、従来よりも充実した援助制度とすることができた。	今後も関係機関と連携を取り、就学援助制度の充実を図っていく。
	平成27年4月1日より施行される新たな生活困窮者支援制度に基づき、県及びその他の関係機関等と連携し、生活困窮者の状況に応じた必要な支援に取り組む。	推進	→	→	→	→	県及び関係機関等と連携し、生活困窮者の必要な支援に取り組む。	こども課	C	A	A	A	「自立相談支援業務」と「就労準備支援事業」を「パーソナルサポートセンター南部」が南部管轄として県から受託して実施。町、町社協と連携して事業に取り組んだ。	町の社会福祉士、町社協のCSWなどがパーソナルサポートセンター南部と連携し、個別案件について情報を共有しながら取り組んでいる。	今後も町社協とも連携し支援に取り組む。
		推進	→	→	→	→									

（4） 生活困窮世帯等への支援

具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
① 低所得世帯に対する支援	経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援する。	推進	→	→	→	→	貸付事業を実施し、相談から貸付まで迅速に対応し安心して利用できるよ支援する。	社協（出羽）	A	A	A	A	<助け合い金庫> ・申請件数：15件（うち、2件は辞退） ・貸付件数：13件 <生活福祉資金> ・申請件数：27件（貸付件数　21人27件） ・貸付額：12,609,424円	・無利子や低利子で利用ができるため、経済的支援効果は高い。 ・関係機関に対して事業の利用や周知も進んでおり、役場やCSW、福祉事務所等からの相談や問い合わせも増えている。 ・貸付後も生活困窮が続いているケースや世帯状況の変化、音信不通によって償還指導が難しいケースが存在する	・貸付相談時に家計管理支援を行うとともに、定期的に貸付後の状況把握を行い、償還遅滞時の早期相談・早期介入を行う。 ・ふれあい相談室やCSW、行政や他の機関と連携し、就労支援や生活支援等を通じて滞納の長期化を防ぐ。
		推進	推進	推進	推進										
	町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持で新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給する。	推進	→	→	→	→	歳末募金運動の推進とその実績に基づく激励金の給付 日常生活用品の貸与のための備品整備	社協（赤嶺）	A	A	A	A	歳末たすけあい激励金 ・配分実績：193世帯 ・配分額：2,153,000円	・こども課の協力があり、生活困窮者の情報が得られた。また、CSWに繋ぐことにより継続相談となった。 ・激励金を給付することで、年末年始の経済的不安の解消の一助となっている。	・今後も役場とも連携を取り、困窮世帯の把握に努める。 ・民生委員を中心に区長・自治会長、CSWと連携を密にし、地域の情報を共有し激励金給付に努める。 ・広報活動強化による募金実績の増と激励金給付の拡大を検討。
		推進	推進	推進	推進										
② 生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努める。	推進	→	→	→	→	経済的な支援に応じ、関係機関と連携し必要な支援を行う。	社協（桃原）	B	B	B	A	<福祉総合相談事業：専任相談員による支援> ・求人情報の収集と相談者への情報提供 ・助け合い金庫、生活福祉資金等の貸付事業の案内 ・各種福祉制度・サービス、その他専門機関等への紹介 ・フードバンク、商品券や米券等の提供、貸与	・cswやパーソナルサポートと情報共有及び連携し、生活基盤の立て直しを見据えた就労支援や生活支援、制度の活用支援を行っている ・就労支援については、求人情報はあるものの、ミスマッチも多く、能力的、意欲的な課題を抱える方の就労につながらない場合も多い	・関係機関と連携を密にし、協働による総合的な支援が行えるようネットワークづくりに努める ・生活福祉貸付事業はじめ、緊急一時支援金の給付などを効果的に活用した支援方法の確立
		推進	推進	推進	推進										

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(5) 権利擁護の充実

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① 権利擁護のための制度等の利用支援	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人を保護し、その権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促す。	推進	→	→	→	→	権利擁護のための制度や事業の地域への周知を図る。	保健福祉課	B	B	B	A	ポスターやパンフレット・広報掲載を通じて、地域包括支援センターが成年後見制度の相談や市町村長申立の窓口であることを周知した。	成年後見制度利用促進法が施行され、より成年後見制度等の利用や権利擁護に関するネットワーク構築ができるよう、市町村において中核機関の早急な設置・運営が求められている。	成年後見制度利用についての周知を図り、加えて、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関の設置について、今年度中に庁内関係部署と検討する機会を設け、具体的に進めていく必要がある。
		推進	→	→	→	→									
	成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行う。	推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	平成29年度身寄りのいない高齢者等の市町村長申立てを3件行った。報酬費の支払いが困難な方への助成は4件行った。	成年後見制度利用促進法が施行され、より成年後見制度等の利用や権利擁護に関するネットワーク構築ができるよう、市町村において中核機関の早急な設置・運営が求められている。	引き続き、申立てを行える親族がいないかを迅速に調査し、市町村長申立が必要な方に対して、適切に事業利用に結びつけるよう努める。加えて、成年後見制度利用促進法に基づく中核機関の設置について、今年度中に庁内関係部署と検討する機会を設け、具体的に進めていく必要がある。
		推進	→	→	→	→									
	社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的金銭管理支援事業」について連携をとり情報提供を行う。	推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	地域包括支援センターでは、相談支援を通じて適切に金銭管理事業を案内、結びつけている。	金銭管理事業を利用していたが、判断能力が低下し、成年後見制度が必要になった場合、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度利用に結びつけることを検討していく必要がある。	引き続き、金銭管理事業が必要と思われる方に対して、情報提供を行い利用に結びつけていく。
		推進	→	→	→	→									
② 障がい者の権利擁護に関する啓発	「障害者基本法」における障がい者への差別禁止や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例(共生社会条例)」について地域への理解啓発を進める。	推進	→	→	→	→	権利擁護のための制度や事業の地域への周知を図る。	保健福祉課	B	A	B	B	民生委員・児童委員、町身障福祉会に対し会議の場を設け、法令の説明等周知を行った。	町内関係団体への周知を行ったが、地域(本人・養護者)へ情報が行き届いているか確認する必要がある。	地域(本人・養護者も含め)への情報周知の方法を検討していく。
		推進	→	→	→	→									
③ 虐待等防止対策の推進	高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図る。	推進	→	→	→	→	住民への普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務についてポスター、広報等で周知を図る。	こども課	B	A	A	A	こども課においては、児童虐待等に関する相談窓口について町広報に掲載。さらに所管施設へ児童虐待防止のポスター掲示、チラシ配布等を行っている。これらの取り組みに加え、児童厚生員や学童指導員に虐待に関する講演会や研修会の案内をし、制度の周知も図っている。	児童厚生員や学童指導員が講演会や研修に参加することで、制度理解が進み、より多くの大人で子どもを見守ることにつながっている。	今後も関係機関との連携を密にしながら、皆で虐待を防止する環境づくりに取り組む。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	広報掲載や地域包括支援センターのポスターを金融機関や病院等に掲示し、高齢者虐待対応の窓口であることを周知した。	高齢者虐待防止のパンフレットを町民の目に触れる機会の多い、公民館等に配布する必要がある。	高齢者虐待防止のパンフレットを町民の目に触れる機会の多い公民館等に配布、地域包括支援センターが虐待対応の窓口であることの普及啓発を図っていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		企画財政課	B	B	B	B	町ホームページにおいて相談窓口に関する情報を掲載し周知を図った。 また男女共同参画週間パネル展においては、DV関係パネルを展示し意識啓発を図り、相談窓口の掲載された窓口一覧表を設置した。	男女共同参画週間に限定せず、町ホームページや広報誌においてDV防止に関するページを設けて意識啓発を図る必要がある。 また、相談窓口についても広報誌にて案内を行う必要がある。	ホームページ、広報誌においてDV防止に関する記事を掲載し、相談窓口についても周知していく。
		推進	→	→	→	→									
	被虐待者被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応する。	推進	→	→	→	→	保護者に対する就労支援、養育支援、子どもの学習支援を県と連携して取り組む。	こども課	B	A	A	A	「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において、関係機関等との連携を密にし案件事に対応している。平成29年度は、要対協案件が14件、それに関する個別ケース会議を15回開催した。また、子どもの貧困緊急対策事業として支援員を配置しネグレクト等気になる世帯を把握し、子どもの居場所である元気ROOMへつなげ支援した。	要対協は一つひとつの案件が重たいので、慎重に対応している。児童の非行等に関しては事が起こる前の施策展開が必要。また、気になる児童の把握は学校からが多数を占めるので連携が重要となっている。	要対協での事務を進めつつ、児童に関する情報を共有するため、保・幼・小連携を継続的に実施し、気になる子の情報をしっかりと受け渡しする。子どもの貧困緊急対策事業においても継続して気になる児童世帯の把握、支援を進めいていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	要保護児童等対策地域協議会に出席し、警察等関係機関とのネットワーク構築に努めた。	要保護児童等対策地域協議会に出席し、ネットワーク構築及び連携した支援を行っていく必要がある。	要保護児童等対策地域協議会に出席し、関係機関とネットワーク構築を図りながら、高齢者虐待の対応が適切に行えるよう、必要に応じ県の高齢者虐待専門職チームの派遣事業を活用していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→	県及び関係機関等と連携し、生活困窮者の必要な支援に取り組む	企画財政課	B	B	B	B	要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携強化を図った。	今後も要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、さらに連携を強化していく必要がある。	DV被害者等への迅速かつ適切な支援ができるよう、常日頃から関係各課と連携を図る。
		推進	→	→	→	→									

（５）権利擁護の充実

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画)					達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
			26	27	28	29	30									
③	金銭管理等日常生活の支援	安全で安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重されなければならない。判断能力が低下した住民が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的金銭管理支援事業」等による支援を行う。	推進	→	→	→	→	・日常生活自立支援事業目標5世帯 ・日常的金銭管理支援事業目標20 世帯	社協（桃原）	A	B	A	A	<日常生活自立支援事業> 平成29年度利用者：1世帯(平成30年3月末現在 利用世帯 0世帯) <日常的金銭管理支援事業>利用者：29世帯→今年度の目標数値達成	・日常的な金銭管理支援を行うことで未払いの税金や医療費、家賃滞納等の支払いに対しても有効的な働きかけが可能であり、利用者の衣食住の確保や生活基盤の安定につながっている。 ・利用ニーズの増加および支援内容の拡充向けた体制整備が必要。(単純な出納管理にとどまらず、生活の場を基本とした金銭管理支援のあり方や事務作業の効率化等)	・必要な世帯に適宜対応できるよう、体制整備を行う。(特に金銭管理支援のあり方や事務作業の効率化を検討する) ・既存のケースの支援計画を見直し、利用者の自立に向けた支援内容を検討する。
			90%	90%	90%	90%										

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(6) 生きがいづくり推進

	具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
①	生涯学習の振興	誰もが気軽に参加し学ぶことができるよう、生涯学習(学習、趣味、スポーツ等)の環境づくりを進めるとともに、住民の学習、趣味、サークル、スポーツ活動及び伝統・文化活動等多様な取り組みを支援する。また、そうした活動の成果を発揮できる機会を確保する。	推進	→	→	→	→	公民館講座事業の実施	生涯学習文化課	A	A	A	A	公民館学級講座22講座中7講座を新規講座に変更したことや、人気のある講座は追加で回数を増やしたことが受講者381人となっています。	公民館学級講座の受講者を増やすため広報やホームページ等を活用して周知を図る。	今後も講座のマンネリ化を解消し、新たな講座を取り入れ公民館学級講座の活性化を図る。
			推進	→	→	→	→									
②	高齢者の生きがいづくり支援	「高齢者サロン」や老人クラブの活動を支援するほか、高齢者が参加するスポーツ大会の開催、子どもとの世代間交流などの取り組みを推進する。	推進	→	→	→	→	高齢者が参加するスポーツ大会の開催、子どもとの世代間交流などの取り組みを推進する。	生涯学習文化課	—	—	B	B	老人クラブを組織している各字・自治会に対し高齢者学級補助金を補助し、高齢者のレク活動の助成を行っている。	補助を出している全ての老人クラブで、高齢者の生きがいづくりにつながる活動が行われている。	町内の各字・自治会の内、老人クラブが未結成の地域に社会福祉協議会と連携し結成を促す。
					推進	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	・町老人クラブ連合会や各字老人クラブへ補助金を交付及び町長杯ゲートボール大会を開催した(共催:町ゲートボール協会)	・町長杯ゲートボール大会への参加者が年々減少傾向にあるため、町ゲートボール協会との調整及び他のスポーツへの変更等の検討が必要。	・今年度も引き続き町長杯ゲートボール大会を開催する。今後の開催については検討していく。
			推進	→	→	→	→									
③	障がい者の生きがいづくり支援	障がい者の「音楽サークル」の活動を推進するほか、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加支援、社協が実施する「障がい者スポレク交流事業」や「障がい者パソコン教室」などへの必要な支援を行う。また、その他の生きがい活動支援するほか、障がい者のニーズを踏まえた新たな生きがいづくりの創出に取り組む。	推進	→	→	→	→	障がい者のニーズを踏まえた生きがいづくりの創出に取り組む。	保健福祉課	A	A	A	A	「身障スポーツ大会」「障がい者スポレク事業」「障がい者パソコン教室」、聴覚障害者を含めた「手話サークル」を継続して行っている。	新たな生きがいづくりの創出について、障がい者のニーズを把握していく必要がある。	現在の活動に加え、新たな生きがい活動を町社協及び町内福祉事業所と検討していく。
			推進	→	→	→	→									
		障がい者の就労を支援する事業所(就労移行支援事業所・就労継続支援事業所)や関係機関及び地域の一般事業所等と連携し、障がい者の一般就労への移行を促進する。	推進	→	→	→	→	就労移行支援事業所等関係機関及び地域の一般事業所等と連携し、障がい者の一般就労への移行を促進する。		A	A	A	A	就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの利用者は年々増加している。関係機関と連携し、情報提供等により一般就労への移行を促進している。	年々就労移行支援サービス、就労継続サービス利用者が増えている。今後も継続して、利用者本人の状態に合わせた就労サービスを展開していく必要がある。	今後とも計画相談事業所・サービス提供事業所と連携を密に取り、本人に合わせた就労支援を提供していくとともに、一般就労への移行に取り組んで行く。
			推進	→	→	→	→									

（6）生きがいづくり推進

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
①	生きがいと社会参加の促進	一般高齢介護予防通所事業(ミニデイサービス)については、小地域福祉ネットワーク独自活動の「高齢者サロン」とともに、開催回数を増やし、全地域での毎週開催をめざす。 また、レクリエーション講習会や介護予防に関する情報の提供など、ボランティアの活動の幅を拡げるための取組みを行う。	推進	→	→	→	→	・一般高齢介護支援通所事業は17地区で開催するとともに、既存の実施地区においては可能な限り回数を増やす等、取り組みの強化を図る	社協 (田場)	A	A	A	A	・実施地区：地域型：17地区 開催回数：265回　実登録者数：489人 延べ利用者数3，784人 ・第14回利用者交流会 平成29年11月21日	・身近な公民館や集会所で実施し、地域で生きがいと健康づくり、居場所づくりとしての機能を発揮している。小地域福祉ネットワークの活動支援が必要である。	・未実施地区(宮平ハイツ)で必要性を検討する。 ・17ヶ所が継続実施できるよう、内容の充実を図るとともに、小地域福祉ネットワークとの関わりを強化していく。
			16地区	16地区 460	17地区 425	17地区 489										
		高齢者健康づくり推進事業については、健康づくりの効果が期待できるため、実施回数を増やすなど充実・強化に努める。	推進	→	→	→	→	・高齢者健康づくり推進事業を週5回、利用実人数を360人の目標とする。	社協 (赤嶺)	A	B	B	B	高齢者健康づくり推進事業 延べ利用者数　1,654人(1日平均11.5人) 実施回数：144日　週3回実施.	週3回運行バスでの送迎を実施しており、地域の利用者(高齢者)が各種機器を活用し健康づくりに取り組んでおり、介護予防の推進の一助として、事業がもたらす効果は大きいと考えている。また、事業への参加をとおして、利用者相互の交流にもつながっており、ふれあいをとおした生きがいづくりとしても有効	事業の趣旨を周知するため広報活動を強化し、利用者増を図れるよう努める。また、実施回数増については施設使用やマイクロバス、予算確保などからの状況から判断して、現状の実施回数を維持しながら、各地域からの利用者増に努める。
			90%	70%	70%	60%										
		障がいの有無に関わらず、様々な交流の機会を提供し、地域住民が「障がい」について理解を深め、障がいのある方への社会参加促進を図る。	推進	→	→	→	→	障がいの有無に関わらず、様々な交流の機会を提供し、障がいのある方への社会参加促進を図る。	社協 (赤嶺)	B	A	A	A	〔障がい者スポレク交流事業〕 ・開催1回　参加60人 〔障がい者パソコン教室〕 ・開催1回(14回コース)　受講者(6人)　支援ボランティア(0)	利用者と健常者(民生委員や学生ボランティア)が交流するよい機会となっている。特に学生ボランティアにとっては直に当事者とふれあうことで福祉教育の機会としても効果的である。また、老人施設に呼び掛けたところ、障がいをもった方の参加があり、よい交流の場となった。	より多くの方々(当事者や地域住民等)が参加できるよう事業内容を工夫する。また、多くの障がい者、健常者に情報が届くよう広報活動を強化する。
			推進	推進	推進	推進										

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

（7） 健康づくり推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
① 健康への意識啓発	住民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、進んで健康診査を受けるとともに、生涯にわたり健康増進に努めることができるよう、町の広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ等の広報手段及び住民が集まる機会などを活用して、健康づくりへの啓発行うとともに、必要な知識の普及啓発を行う。	推進	→	→	→	→	町の広報紙やホームページ等の広報手段及び住民が集まる機会などを活用し、健康づくりへの啓発を行う。	国保年金課	A	A	A	A	広報誌・掲示板・マイク放送を活用し集団健診の開催について広く呼びかけを行い、健康への啓発を行った。	全ての自治会から掲示板活用やマイク放送等において協力を得られた。	今後も各種広報活動を実施し普及啓発等に取り組んでいく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	・パンフレットや展示媒体等を通じて町民への健康増進に向けた啓発、普及を行った。	・日々の活動で得られた情報、最新の知見など総合的に判断し、町民へわかりやすい健康情報を届ける必要がある。	・健康講話や各広報手段を通して、生活習慣病や町の健康課題を発信していく。
		推進	→	→	→	→									
② 受診勧奨と保健指導の強化	妊婦健康診査、乳幼児健康診査、特定健康診査等必要な時期に必要な健康診査等を受けるよう受診勧奨を行い、診査結果に基づき必要な保健指導等の強化を進める。	推進	→	→	→	→	特定健康診査受診率を60.0%目標とし、特定保健指導実施率を65.0%目標とする。	国保年金課	B	B	B	A	平成30年4月末時点の集計値では特定健診受診率が38.3%となっているが、例年10月の確定値集計までに受診率は伸びる見込みである。	平成29年度中に特定健診嘱託員と地域協力員で家庭訪問による受診勧奨を行った。また、未受診者に対し10月と1月に受診勧奨を通知し、架電を行った。	家庭訪問や文書、架電による受診勧奨を行うと共に、医療機関へ通院患者への受診勧奨を依頼する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	乳幼児健診においては母子保健推進員の協力の下、未受診者へは受診案内を行うことが出来た。 ・国保年金課と連携し特定健診未受診者への受診勧奨をおこなった。・特定健診受診者本人への手渡しを行い本人の状態に応じた保健指導を行った。	乳幼児健診受診率向上に向けて未受診者の声を分析した結果、町で行う乳幼児健診の目的や内容等について保育所、母子保健推進員等との学習が必要である事がわかった。 ・本人への手渡しによる特定健診結果の保健指導を約70%の受診者へ行うことができた。	・引き続き乳幼児健診においては、未受診者への健診受診勧奨を行う。関係機関とも連携し健診の意義を伝え受診率の向上を図る。 ・引き続き国保年金課、医療機関等と連携しながら保健指導の早期介入を目指す。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→									
	妊娠期を含むすべてのライフステージを通して、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の各分野からみた、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点を置いた保健活動を推進する。また、こころの健康づくりについても関係機関等連携した、相談支援の充実に取り組む。	推進	→	→	→	→	生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点を置いた保健活動を推進する。また、こころの健康づくりについても関係機関等連携した、相談支援の充実に取り組む。	国保年金課	B	A	A	A	一般検診、特定健診及びがん検診の受診者に対して、町が費用の一部を負担し生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んだ。	医療機関において一般検診、特定健診及びがん検診がスムーズに実施出来た。	今後も町が検診費用の一部を負担する事により生活習慣病の早期発見及び重症化予防に取り組んでいく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	妊娠期からライフサイクルを通して各種健診結果を基に生活習慣病発症予防及び重症化予防の視点で保健指導・栄養指導を行った。 ・心の健康づくりにおいても関係機関と連携を取りながら相談支援していくことが出来た。	・各ライフサイクルにおいて保健指導・栄養指導を行っているが、妊娠期の保健指導・栄養指導を充実させる必要がある。	・引き続き妊婦への保健指導の取り組みとして、妊娠中期にあたる方を対象に妊娠中の栄養について学習会を実施したが更に充実させていきたい。
		推進	→	→	→	→									

2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(7) 健康づくり推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
③ 個人の健康を支える環境づくり	健康づくりは個人の取り組みが基本ですが、それだけで成し遂げることは難しい場合があり、周りからの支援が必要となる。家庭をはじめ、行政、医療機関、教育関連機関、各種団体、事業所など個人と関わりのある様々な主体が、個人の健康を気づかい、支えていける社会環境づくりに取り組む。	推進	→	→	→	→	家庭をはじめ、行政、医療機関など個人と関わりのある様々な主体が、健康を気づかい、支えていける社会環境づくりに取り組む。	国保年金課	B	A	A	A	県内の医療機関と契約を締結し特定健診・がん検診・人間ドックが受診出来る様に環境づくりに取り組んだ。	医療機関において特定健診・がん検診・人間ドックがスムーズに実施出来た。	今後も県内の医療機関と契約を締結し受診しやすい環境づくりに取り組んでいく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	A	A	・個人のみでなく、社会全体で健康を考えることは南風原町の健康実態を知ることが大切である。そのため、現在の南風原町の健康実態に基づいてあらゆる機会を通じて各組織・団体と学習会を行った。	健康学習会においては、各組織に合わせた内容であることが重要であるため、学習会の内容にあたっては社会情勢や組織の特性を踏まえたものにする必要がある。	引き続き、各組織との学習会を継続し社会全体で南風原町の健康課題について取り組めるよう支援していく。
		推進	→	→	→	→									
	健康づくりに取り組みやすいよう、健康づくり教室の開催や運動・スポーツ環境の整備を進める。	推進	→	→	→	→	運動などの健康づくりに取り組める環境づくりを行う。	国保年金課	B	A	A	A	県内の医療機関と契約を締結し特定健診・がん検診・人間ドックが受診出来る様に環境づくりに取り組んだ。	医療機関において特定健診・がん検診・人間ドックがスムーズに実施出来た。	今後も県内の医療機関と契約を締結し受診しやすい環境づくりに取り組んでいく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	B	B	・個人のみでなく、社会全体で健康を考えることは南風原町の健康実態を知ることが大切である。そのため、現在の南風原町の健康実態に基づいて各組織・団体と学習会を行った。	健康学習会においては、各組織に合わせた内容であることが重要であるため、学習会の内容にあたっては社会情勢や組織の特性を踏まえたものにする必要がある。	引き続き、各組織との学習会を継続し社会全体で南風原町の健康課題について取り組めるよう支援していく。
		推進	→	→	→	→									
④ 健康長寿復活に向けた県との連携	沖縄県の女性の平均寿命が全国首位から後退したことを受け、健康長寿復活を目指す県の取り組みと連携して、住民の健康長寿に向けた取り組みを推進する。	推進	→	→	→	→	健康長寿復活を目指す県の取り組みと連携して、住民の健康長寿に向けた取り組みを推進する。	国保年金課	A	A	A	A	特定健診及びがん検診の受診者数を増やす事により、生活習慣病の発症予防と重症化を予防し住民の健康長寿に向け取り組んだ。	特定健診及びがん検診事業を実施した。また、女性特有のがん検診に対し無料クーポンを配布した(20歳から60歳までの5歳毎)。	今後も特定健診受診率の目標値達成をめざし生活習慣病の発症予防と重症化を予防し住民の健康長寿に向け取り組んでいく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	A	A	A	・一括交付金を活用し、学童期の生活習慣病予防健診の実施により町民への長寿県復活に向けての周知活動を行った。	・各種保健事業等と連動させながら効果的に長寿県復活に向けた取り組みを行う必要がある。	・引き続き健康長寿おきなわ復活県民会議の県民行動指針に基づきながら、一括交付金の利活用、保健事業等との効果的で効率的な取り組みを行う。
		推進	→	→	→	→									

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

（1） 快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① 公共施設の整備推進	新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、高齢者や障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進する。	推進	→	→	→	→	高齢者や障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進する。	まちづくり振興課	－	－	－	－			
		推進	→	→	→	→		都市整備課	A	A	A	A	黄金森公園内の多目的広場」の整備。	幼児から高齢者を対象とした広場の整備。	今後とも取組を推進する。
		設置	推進	→	→	→									
	既存の公共施設については、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが快適に安全に利用できるように、身体障がい者用トイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置等について、必要な整備を進める。	推進	→	→	→	→	誰もが快適に安全に利用できるように、身体障がい者用トイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置等について、必要な整備を進める。	まちづくり振興課	－	－	B	B	既存の施設については要望等があった箇所から整備をおこなう。今回は対応箇所なし。	整備現場状況を確認し更なる整備が必要なのか確認し整備を行う。	今後は【公共施設等総合管理計画】に基づき整備していく。
				推進	→	→									
		推進	→	→	→	→		都市整備課	－	A	－	－			
			推進												
	歩道についても、段差解消や拡幅快適で安全な歩行環境の整備を計画的に進める。	推進	→	→	→	→	段差解消や拡幅快適で安全な歩行環境の整備を計画的に進める。	まちづくり振興課	－	－	－	－	今回は推進箇所対応なし。	－	対応箇所があれば関係課と連携を密にし対応していく。
		推進	→	→	→	→		都市整備課	A	A	A	A	黄金森公園内の園路整備。	カラー舗装の遊歩道整備。	今後とも取組を推進する。
		推進	→	→	→	→									
② ユニバーサルデザインの普及啓発	より快適な地域の生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの普及啓発を推進し、高齢者や障がい者に限らず、子どもや乳幼児を連れた親子など誰もが快適に利用できる施設・設備等の整備を進める。	推進	→	→	→	→	ユニバーサルデザインの普及啓発を推進し、誰もが快適に利用できる施設・設備等の整備を進める。	まちづくり振興課	－	－	－	－	維持管理に関しては今回対応なし。	－	対応箇所があれば関係課と連携を密にし対応していく。
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	B	B	町身体障害者福祉会による庁舎とちむぐくる館の点検を行った。	継続的に普及・啓発し、拡げていく必要がある。	研修や他団体の普及活動に積極的に参加し、普及啓発の方策を検討していく。
		推進	→	→	→	→									
③ 住環境・在宅生活の向上支援	高齢者や障がい者の住まいのバリアフリーを進めるために、住宅改修費の補助を行う。また、社会福祉協議会による生活福祉資金の周知を行う。	推進	→	→	→	→	バリアフリーを進めるために、住宅改修費の補助を行う。また、社会福祉協議会による生活福祉資金の周知を行う。	保健福祉課	B	B	A	A	・介護保険による住宅改修、高齢者日常生活用具給付等事業、障がい者日常生活用具給付等事業で、補助を行っている。	改修内容やその他サービス利用との組合せに応じて、適切な制度へ案内し補助を行うことが必要である。	今後も改修内容や利用者の要望に合った制度で補助を行う。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		まちづくり振興課	A	B	B	B	住宅リフォーム支援事業は、高齢者や障害者のバリアフリー工事にも支援できることからホームページにより周知した。	住宅リフォームは補助額が工事費の20%で上限が20万円であり、利用実績は少ないが、関連事業と連携し推進していく。	社会福祉協議会とも連携して事業の周知につとめます。
		推進	→	→	→	→									
	在宅生活の向上を図るため高齢者については、介護保険における住宅改修や福祉用具の利用及び日常生活の自立支援や介護予防、高齢者日常生活用具給付等事業の利用促進を図る。また、障がい者についても、地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や住宅改修費等の利用促進を図る。	推進	→	→	→	→	・高齢者日常生活用具給付等事業の利用促進を図る。 ・地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や住宅改修費等の利用促進を図る。	保健福祉課	B	B	B	B	・『福祉のしおり』『南風原町暮らしの便利帳』などに情報を掲載している。 ・介護保険住宅改修のイラスト付きのチラシを窓口で提供している。 ・『介護予防リーダー養成講座』の中で介護保険サービスの一つとして紹介し周知を図った。	・町民全体への周知はまだ十分でない。	・町民全体への周知を図るうえで適切な情報提供方法を検討していく必要がある。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		まちづくり振興課	－	－	－	－			

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

（2） 交通安全対策の推進

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
①	交通安全運動の推進	交通安全意識と交通マナーの向上を図るために、関係機関・団体等が協働し、地域における交通安全運動を組織的・継続的に展開する。	推進	→	→	→	→	関係機関・団体等が協働し、地域における交通安全運動を組織的・継続的に展開する。	総務課	A	B	B	B	ドライバーに、よく見ることを意識して頂けるように、ヤクルトのミルミルを配布してPRを行った。 広報車において、交通安全の啓発を行った。	ドライバーへ手渡しでミルミルを配布できたので、直接的なPRが出来、より効果的なPRに繋がった。	今年行った活動を継続して行っていくと共に、単発じゃない活動や広報を検討する。
			推進	→	→	→	→									
②	交通安全環境の点検・整備推進	交通安全施設の点検や地域の要請に応じて、ガードレールやカーブミラー、横断歩道、信号機等の交通安全施設について、関連機関と連携した整備を進めるほか、通学路について、子ども等を交通事故から守る安全な道路環境づくりを推進する。	推進	→	→	→	→	誰もが快適に安全に利用できるように、身体障がい者用トイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置等について、必要な整備を進める。	まちづくり振興課	A	A	B	A	交通安全施設の点検は日常のパトロール等で異常がないか確認し対応している。新規に設置する箇所については各自治会からの要望を受け緊急性が高いと判断される箇所から順次対応している。	新規に設置した交通安全施設が地域からの要望とおりに機能しているのか現場確認を行った。	今後とも学校教育現場や各種団体等の要望を基に現場を確認し重要性が"高"と判断される箇所から整備していく。
			推進	→	→	→	→									
③	交通安全教育・指導の推進	保育所(園)、幼稚園、学校における交通安全教育を推進するとともに、家庭や地域においても交通ルールや安全確認等について、子ども達に意識的に声かけをし、安全確保につながるよう啓発を行う。また、地域で行われている通学路横断歩道等での立哨など子どもの安全確保のための活動を支援する。	推進	→	→	→	→	家庭や学校、地域で安全確認等について声かけをし、安全確保につながる啓発を行う。また、地域で行われている通学路横断歩道等での立哨など安全確保のための活動を支援する。	総務課	A	A	A	A	交通事故防止及び子ども達の安全確保のために、町内各所において交通安全立哨を行った。 小学1年生の安全確保のために、ランドセルカバーを配布した。	交通安全立哨により、子ども達の安全確保と同時に、飛び出し禁止やはみ出し禁止などの交通安全指導も行う事が出来た。 大きい交差点で活動を行う事で、多くのドライバーに、交通事故防止のPRが出来た。	立哨やランドセルカバーの配布を継続して行い、交通危険箇所においての看板設置等を同時に行っていく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		こども課	A	A	A	A	保育園においては毎年、与那原警察署に依頼して交通安全についての講話や模擬信号機を使って横断歩道を渡る練習を行っている。さらに散歩時において実際の経験を積んで交通安全教育に繋げている。	子どもたちは、実際の行動で交通安全ルールを学べている。	保育園において、今後とも継続して実施していく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		教育総務課	A	A	A	A	町内四幼稚園、四小学校の新入生及び保護者を対象に与那原警察署、津嘉山自動車学校の協力のもと交通安全教室を実施。 津嘉山自動車学校で行う津嘉山小学校の交通安全教室はマスコミにも大きく取り上げられ、広く発信された。	各関係機関との連携を密に行い、円滑に交通安全教室を実施した。 また、交通少年団員による、交通安全のぼり旗をかかげながらの早朝挨拶運動を行った。	今後も交通安全教室を実施し、児童達の交通安全意識を高めていく。 また、交通少年団活動を継続し、常日頃から児童の交通安全ルールやマナーの意識付けを徹底させる。
			90%	推進	→	→	→									

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

（3） 防犯・事故防止対策の推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
① 防犯指導の充実	子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組む。	推進	→	→	→	→	警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組む。	総務課	A	B	B	B	青少年健全育成のために、ポスター掲示による啓発及び関係団体への補助を行った。	啓発、補助だけでなく実際に子ども達の教育になる活動を検討する。	啓発及び補助を継続していくと同時に、子ども達の教育に繋がる活動を検討する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		学校教育課	A	B	A	A	各学校において週末や長期休業日等の前に安全安心の指導を徹底した。 警察や通信会社の出前講座と連携して情報モラル教育やサイバー犯罪防止教室を実施した。	各学校とも安全安心の指導を最優先に実施している。	継続的な授業の実施及び想定外を作らない意識啓発が必要である。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	－	－	－	－			
		推進	→	→	→	→		こども課	A	A	A	A	町立保育園においては毎年、不審者対策訓練を行い、すみやかに避難できるようにしている。 また冬場は外灯を点灯して送迎時の安全確保を行っている。	毎年訓練を実施することで、保育士と子どもたちの避難態勢が確認できている。	今後とも、継続して実施していく。
		推進	→	→	→	→									
	青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施するほか、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進める。	推進	→	→	→	→	地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施。有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進める。	総務課	A	A	A	A	青少年の非行防止及び事件等に巻き込まれないように、毎月第3金曜日に、各関係団体と協力して夜間パトロールを行った。	夜間パトロールによって、青少年が犯罪に関わる抑止力になっている。	継続して夜間パトロールを行っていく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		学校教育課	A	A	A	A	学校、警察、各団体で定期的な夜間パトロールを実施した。 有害図書が適切に取り扱われているか、町内のコンビニやレンタルショップなどを巡回した。 学校非公式サイトの検索を行い、インターネットサイトの管理・監視を行った。	夜間パトロールを毎月実施することで、深夜徘徊などを未然に防止できた。 有害図書については、適切な取り扱いが行われていた。 ネットパトロールにより不適切な書き込みなどに対応した。	引き続き、夜間パトロール、有害図書の巡回、有害サイトフィルタリングの導入及びネットパトロールを実施する。夜間パトロールでは、毎月のパトロールに加え、年2回深夜パトロール(0時～2時)を実施する。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	－	－	－	－			
		推進	→	→	→	→		こども課	A	A	A	A	こども課においては、児童に関わる不審者情報が届いたら法人保育園等へも情報を提供し未然防止に努めている。	不審者情報を共有することで事件の未然防止に繋がっている。	今後とも、継続して実施していく。
	高齢者や障がい者が犯罪に巻きこまれることがないよう、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を行うよう促す。	推進	→	→	→	→	関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を行うよう促す。	総務課	B	C	C	A	ポスター掲示を行い、犯罪に巻き込まれないよう啓発行った。また、高齢者が行方不明になった際、防災行政無線で住民への周知を行った。	管内での犯罪情報をいち早く入手するために、警察署との連携が必要。	関係機関との連携や情報の啓発方法について検討していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		学校教育課	－	－	－	－			
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	B	B	B	B	民生委員・児童委員、社協CSW、地域福祉協力員に対し、地域住民への周知を促した。	口頭での理解が難しい方への周知方法を検討する必要がある。	今後とも、周知・啓発活動を実施していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		こども課	－	－	－	－	――――――――	――――――――	――――――――

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

(3) 防犯・事故防止対策の推進

具体的取り組み事項		推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
②	防犯設備の整備推進	夜間における犯罪を抑制するため、町道における防犯灯の計画的な整備及び自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進める。また、公園や遊び場などについても防犯上の視点に留意した施設整備を進める。	推進	→	→	→	→	町道における防犯灯の計画的な整備及び自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備。公園や遊び場など防犯上の視点に留意した施設整備を進める。	まちづくり振興課	B	A	B	A	防犯灯については、平成28年度からLED化工事を進めており、平成30年度で既設灯具全部の再整備を完了する。	防犯灯修繕については、LED化工事を実施しているため、自治会と協議し撤去灯具の再利用等で修繕に遅れるが出ないよう工夫した。	LED化工事につては、平成30年度までに町内防犯灯のLED化を完了する。工事後も各自治会と連携し防犯灯修繕補助及び新設補助を推進していく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	A	A	A	A	黄金森公園内の園路整備と合わせた防犯灯設置。	遊歩道の端部に防犯灯設置。	今後とも取組を推進する。
			推進	→	→	→	→									
③	情報の提供と見守り等支援の推進	関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行う。また、消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行う。	推進	→	→	→	→	関係機関と連携し、情報を把握。被害防止の方法を含めた地域への情報提供。相談窓口の周知を図り警察や県民生活センター等の関係機関と連携し支援を行う	総務課	B	B	B	B	庁舎でのポスター掲示及び社協にある相談窓口の紹介等を行い、被害防止に努めた。	関係機関との情報把握の連携が不十分だった。	情報把握のための体制づくりを行っていく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		産業振興課	B	B	B	B	沖縄県や県民生活センターからの詐欺被害や消費者被害に関する情報を、広報やホームページなどで周知した。 南風原町民むけの消費生活相談窓口を開設し、消費者問題について普及・啓発を行った。	南風原町民むけの消費生活相談窓口を開設し、消費者問題について普及・啓発を行った。 市街化が進む本町においては、様々な消費者問題があるため、新たな消費者行政の拡充を図る必要がある。	今後も南風原町民むけの消費生活相談窓口を中心に、様々な消費者問題、消費者行政の拡充を図る。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		学校教育課	B	B	B	A	県警の安心ゆいめーるで不審者情報を早期に把握し、じんじんメールでいち早く保護者等への周知を図った。 夏休みなど長期休暇前には、学校だよりなどで防犯の啓発や事故の注意喚起を行った。	不審者情報の発信、防犯の啓発、事故の注意喚起を保護者等へ周知することで、子供たちの事件・事故が未然に防止できた。	今後とも、保護者等への情報提供を行い、事件・事故の防止に向けて啓発を図る。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	—	—	—	—			
		地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援する。	推進	→	→	→	→	通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援する。	総務課	A	B	B	B	庁舎でのポスター掲示及び社協にある相談窓口の紹介等を行い、被害防止に努めた。	関係機関との情報把握の連携が不十分だった。	情報把握のための体制づくりを行っていく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		産業振興課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		学校教育課	A	B	B	A	学校安全マップを作成して危険箇所の周知を図った。 ボランティアと連携して安全の確保に努めた。 PTA支部懇談会を開催し、安全な通学路の確保について話し合った。	学校安全マップを作成することで、子供たち、保護者、地域で地域の危険個所などの状況を共有できた。 校外指導員やボランティアがいることで、登下校の安全確保ができた。 PTA支部懇談会を開催したことで、子供たちの安心安全について、学校・家庭・地域が意識を共有することができた。	PTA支部懇談会を開催し、学校・家庭・地域が連携し子供たちが安全に過ごせる環境の形成に向け話し合いを行う。その一環として、学校安全マップの作成や地域住民等による巡回パトロールを継続し実施する。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
		高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していけるよう呼びかける。	推進	→	→	→	→	近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していけるよう呼びかける。	総務課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		産業振興課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		保健福祉課	A	B	B	B	「要援護者貸与名簿」を活用し、社協CSWや民生委員・児童委員による身もまりを促した。	「要援護者貸与名簿」に登録されている中で、声かけが必要な方は、関係者で支援方法を検討する必要がある。	地域の見守り活動に関わる関係者の拡大を図る。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		学校教育課	—	—	—	—			
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	—	—	—	—			

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

（3） 防犯・事故防止対策の推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
③ 情報の提供と見守り等支援の推進	地域住民や団体等による、主体的な防犯活動を積極的に支援する。	推進	→	→	→	→	主体的な防犯活動を積極的に支援する。	総務課	B	C	C	C	各字の老人クラブが行っている、地域見守りパトロールに対して、補助を行った。	広報だけじゃなく、各字が行っている防犯活動に対して、支援できるか検討していく。	各団体がどのような防犯活動を行っているか、全容を把握できていないため、その把握に努める。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		産業振興課	A	—	A	—	・平成26年度と平成28年度はふるさと博覧会などにおいて各種団体の協力の下、青少年の防犯パトロールを実施。 ・平成27年度と平成29年度はふるさと博覧会開催はないため実施実績なし。	・関係機関との連携により、迅速かつ的確に対応ができた。(H27とH29は実施実績なし)	今後も、関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確に対応していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		保健福祉課	—	—	—	—			
		推進	→	→	→	→		学校教育課	B	A	A	A	毎月の校長教頭連絡会や町生徒指導主任連絡会において、安全安心の指導の徹底を確認した。 各学校においては、前年度の事例を踏まえて週末の等の安全指導や不審者対策を実施した。また、メーリングシステムでの注意喚起を図った。	概ね良好である。万一に備え、今後も関係者の情報共有及び体制の確認を行い未然防止に努める。	今後も継続していく。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		都市整備課	—	—	—	—			
④ 通報システムの普及推進	耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図る。	推進	→	→	→	→	事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図る。	保健福祉課	A	A	B	B	毎年度登録を促し、登録する際は直接手話通訳者が消防署へ同行し、十分な説明を受けた上で登録している。	登録者数が少ないので、周知方法の検討が必要。	今後も警察及び消防の担当者からの説明の場を設け、周知の強化を図る。
		推進	→	→	→	→									
⑤ 遊び場等の安全確保推進	子どもが安心して遊べるように、遊び場や公園の遊具等について地域と連携した安全管理対策を進めるほか、社会福祉協議会・民生委員児童委員連合会による「遊び場・危険ヶ所点検」の報告に基づき、必要な対策を講じる。	推進	→	→	→	→	事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図る。	こども課	A	A	A	A	平成29年度は、各字からの要望を受け字喜屋武のバスケットリング、字兼城はシーソーとブランコの修繕を行った。	各字の遊具等については、各字にしっかり管理をしていただき、補修等があれば補助対象範囲の中で対応している。	今後も、この体制で取り組みを進める。
		推進	→	→	→	→									
		推進	→	→	→	→		都市整備課	—	—	—	—			

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

(3) 防犯・事故防止対策の推進

具体的取り組み事項		推進項目【Plan:計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do:実行】	取り組みの検証【Check:検証】	今後の取り組みの方針【Action:改善】
①	子どもの安全確保推進	子どもが安心して遊べる環境づくりに取り組むため、区長・自治会長はじめ民生委員・児童委員等の地域の関係者の参加を得て安全点検を実施するとともに、その結果を広報紙等に掲載することで、子どもの安全確保に関する共通認識づくりに努める。	推進	→	→	→	→	区長・自治会長はじめ民生委員・児童委員等の地域の関係者の参加を得て安全点検を実施するとともに、その結果を広報紙等に掲載することで、子どもの安全確保に関する共通認識づくりに努める。	社協(赤嶺)	D	—	—	—	・子ども遊び場危険カ所点検は廃止(h28)	他団体で、同様の事業を実施している。	他団体の危険カ所点検等の状況を把握する。
			未実施	未実施	–	廃止										
②	子どもを守るネットワークづくり	地域の住民がともに協力しあい子どもを守る環境づくりが求められている。町老人クラブ連合会等これらの団体とも連携を密にするとともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進する。	推進	→	→	→	→	町老人クラブ連合会等これらの団体とも連携を密にするとともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進する。	社協(赤嶺)	B	A	A	A	・町老連の育成、援助 ・事務局職員の配置 ・活動助成金の交付 ・その他、主催事業への協力など ・町老連主催　見守りパトロールの実施	・見守りパトロールは、定期的な活動により学校関係者や保護者、地域住民に周知されており、一定の成果を得ている。 ・各単位老人クラブでは、役員(会長等)のなり手不足で苦慮している地区もあり、また、新規会員が増えない現状で、活動者が年々減少ぎみである。	・見守りパトロールについては、引き続き学校や区・自治会をはじめ関係機関と連携を密にし実施する。 ・各単位老人クラブが、活性化及び有意義な活動ができるよう魅力ある事業展開を検討する。 ・パトロール会員が安心して活動できるよう配慮する。
			推進	推進	推進	推進										
③	消費者被害への対応の充実	地域住民の見守りや専門機関による相談体制の強化と支援ネットワークづくりが重要となっている。在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、住民に対して注意喚起するとともに「ふれあい福祉相談事業」等との連携を密にし、問題解決に取り組む。	推進	→	→	→	→	在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、住民に対して注意喚起するとともに「ふれあい福祉相談事業」等との連携を密にし、問題解決に取り組む。	社協(桃原)	B	A	A	A	・町において消費者相談を週1回実施している ・消費者相談における相談員とは相互に情報共有しているため、必要があればつなげるなどの連携をとっている ・また在宅介護支援センター職員やCSWは訪問時に注意喚起するなど、情報収集・情報提供を行っている	・複雑な問題や専門的知識を必要とする相談に対しては専門相談(法律・司法書士)や消費者相談につなぐことで、問題解決や被害防止などの成果が得られている	・関係機関、専門機関との情報共有及び連携強化することで、問題の解決力や未然に被害を防ぐための予防力を高める ・注意喚起や広報啓発のため、広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ等の積極的活用に努める。
			推進	推進	推進	推進										

3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

（4） 防災対策の推進

具体的取り組み事項		推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画)					達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
			26	27	28	29	30									
①	災害に強いまちづくり推進	「南風原町地域防災計画」に基づき、ハザードマップ等を活用した住民への防災知識の普及啓発や防災訓練の実施、地域防災組織の育成を進め、住民の防災意識の向上を図る。地すべりや河川の氾濫、建築物の老朽化等災害時危険箇所について、必要な指導や防災対策を講じるなど、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進	推進	→	→	→	→	住民への防災知識の普及啓発やH30年度までに防災訓練の実施。地域防災組織の育成、防災意識の向上を図る。地すべりや河川の氾濫等災害時危険箇所についての指導や防災対策の実施	総務課	C	B	B	A	ハザードマップと防災・減災お役立てマップを転入してくる方に対して配布し、町の防災情報の普及啓発を行った。 また、自主防災組織設立を促進するために、勉強会を行った。	自主防災組織が1回体結成され、地域の防災意識向上に繋がったが、今後更なる意識向上のための活動を検討する必要がある。	防災意識向上のため、防災訓練などの活動に積極的に参加してもらえるように促していき、自主防災組織の設立と活動の支援を行っていく
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	－	－	－	－			
		転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行う。	推進	→	→	→	→	転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行う。	総務課	A	A	A	A	転入手続きの際に、ハザードマップと防災・減災お役立てマップ帳を配布した。	転入手続きの際に配布しているため、全町民への配布に繋がっている。	継続して配布を行っていく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	－	－	－	－			
		防災拠点の整備や防災資機材、避難誘導標識の整備など、災害に備えた環境の充実を図る。	推進	→	→	→	→	災害に備えた環境の充実を図る。	総務課	A	A	A	A	災害が起きた際の、食糧や飲み水、トイレ等の備蓄品の整備を行った。	計画通りの数量を整備できている。	今後も計画通り整備を継続していく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		都市整備課	－	－	－	－			
②	災害時要援護者支援体制の構築	障がい者や高齢者等の災害時要援護者については、災害時要援護者登録を促進し、警察や消防、医師会及び地域の関係機関・団体が要援護者の情報を共有、地域との連携を図り、要援護者の安否確認や避難誘導体制の構築、避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築する。	推進	→	→	→	→	災害時要援護者登録の促進、共有、連携を図る。要援護者の安否確認等の体制構築、避難場所での健康管理を行う。	保健福祉課	C	C	B	B	災害時要援護者支援システムのバージョンアップと要援護者のリストを作成するためのデータ入力を行った。医療的ケア児の個別支援計画の作成に取り組んでいる。	災害時の避難支援体制を実行可能なものにするためには、要支援者の同意を得て個別支援計画を作成しておく必要がある。また災害発生前から社協、民生委員・児童委員と災害時要支援者名簿情報を共有し、見守り活動の体制を作る必要がある。	名簿情報が避難支援等関係者で共有できるように、取り組む。また社協と協力し、個別支援計画作成の同意が得られた方から随時個別支援計画を作成していく。
			推進	→	→	→	→									
			推進	→	→	→	→		総務課	C	C	C	C	要支援者の避難誘導体制構築のため災害時要支援者個別計画策定に着手した。	計画が未策定なままのため、引き続き策定にむけて調整及び保健福祉課の補助を行っていく。	引き続き策定にむけて調整及び保健福祉課の補助を行っていく。
			推進	→	→	→	→									
③	災害時要援護者避難支援計画の策定	災害要援護者の避難支援等を適切かつ円滑に実施できるよう、本町の災害時要援護者避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにし、自助、共助、公助の役割分担や連携を明確にするために、災害時要援護者避難支援計画を策定する。		策定	推進	→	→	災害時要援護者避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにし、災害時要援護者避難支援計画を策定する。	総務課	C	C	C	C	災害時要支援者全体計画の策定に着手した。	災害時要支援者個別計画において、引き続き策定にむけて調整及び保健福祉課の補助を行っていく。	引き続き策定にむけて調整及び保健福祉課の補助を行っていく。
			推進	→	→	→	→									
④	緊急情報伝達手段の充実	誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組む。	推進	→	→	→	→	個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組む。	総務課	B	A	A	A	防災無線や携帯メール等、伝達手段の維持管理を行った。	今後も維持管理を行い、いつでも問題なく使用できるよう管理していく。	今後も維持管理を行い、いつでも問題なく使用できるよう管理していく。
			推進	→	→	→	→									

（4）防災対策の推進

具体的取り組み事項	推進項目【Plan：計画】	推進年度(5ヶ年の計画) 26	27	28	29	30	達成目標	担当部署	H26評価	H27評価	H28評価	H29評価	取り組み実績【Do：実行】	取り組みの検証【Check：検証】	今後の取り組みの方針【Action：改善】
① 災害ボランティアセンター機能の充実	被災者ニーズに応え、一日も早い復興を被災者とともに目指し、ボランティア活動につなぐ総合調整を行う。また、日頃から行政、宇・自治会、関係機関と連携し防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認し、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行う。	推進	→	→	→	→	災害ボランティアセンター機能の充実と防災訓練の実施	社協（出羽・稲福）	C	C	B	B	・町防災訓練での社協災害時対応訓練　未実施 ・九州北部豪雨災害応援職員派遣　1名 ・他機関との協定が未実施	・社協災害時応援訓練を実施することができなかった。(町防災訓練は今年度未実施) ・他機関との協定締結に向けて取り組む必要がある。	・防災訓練が実施できるよう町担当課と連携・調整を図る。 ・社協災害時訓練等を重ねることで、マニュアルの見直しについて検討する。 ・地域での防災意識向上に努める。
		20%	20%	80%	30%										
② 災害時避難支援体制構築に向けた連携強化	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、町が指定する避難所では対応が困難な要援護者がでることが想定され、これらの人々の安全を確保するために日頃から行政、宇・自治会、関係機関等と連携を図り、十分な環境を整え、行政が策定する「災害時要援護者避難支援計画」策定作業に積極的に参画する。	推進	→	→	→	→	高齢者等の安全を確保するために日頃から関係機関等と連携を図り、行政が策定する「災害時要援護者避難支援計画」策定作業に積極的に参画する。	社協（田場）	D	D	B	B	役場（保健福祉課）が進める要援護者避難支援計画は、平成28年度で策定済み。	計画は策定されたが、要援護者台帳の整備に関しては、課題も多く担当課と調整する必要がある。	策定された計画をもとに、災害時要援護者のみならず、日頃からの見守りネットワークの体制づくりに活かせるよう進めていく
		未実施	未実施	計画策定	計画策定										